

近江八幡市行政経営改革実施計画 進捗状況



令和7年 1 月
近江八幡市

行政経営改革実施計画の取組項目および担当課（推進課）

No	基本方針	取組項目	具体的取組項目	体系・項目番号	担当課（推進課）	備考	評価 R2～3	評価 R4	評価 R5	評価 R6	該当頁
1	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり 市民との協働、そして共創へ	(1)市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築	身近な自治システムの充実と市民参画の促進	1-(1)-①	まちづくり協働課		A	A	A	B	3
2			オープンガバナンスの推進	1-(1)-②	企画課		A	B	B	B	5
3		(2)信頼を築く情報発信、広聴機能の充実	市民に向けた情報公開・見える化の推進	1-(2)-①	財政課		A	A	A	A	8
4					行政改革課 情報政策課		A	A	B	B	10
5					総務課		A	A	A	B	13
6		(3)地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支援	広報広聴機能の充実	1-(2)-②	秘書広報課		A	A	A	A	15
7			地域課題解決に繋がる活動の実施団体に 対する効果的な支援	1-(3)-①	まちづくり協働課		A	A	A	A	17
8		(4)公共と地域が、総力で共に創り あげるプラットフォーム	地域組織との連携のためのプラット フォームづくり	1-(4)-①	まちづくり協働課		B	B	B	B	19
9			事業者支援団体との連携強化	1-(4)-②	商工振興課		A	A	A	A	21
10			コミュニティ・スクール事業の推進	1-(4)-③	生涯学習課		A	A	A	A	23
11			オープンガバナンスの推進	1-(4)-④	企画課	No.2と 同じ	A	B	B	B	5

A評価	10	8	7	5
B評価	1	3	4	6
C評価	0	0	0	0

No	基本方針	取組項目	具体的取組項目	体系・項目 番号	担当課（推進課）	備考	評価 R2～3	評価 R4	評価 R5	評価 R6	該当頁	
12	2. 誇りに思え、愛 せるまちを次世代へ “持続可能な財政基 盤の確立”	(1)未来を見据えた持続可能な財 政運営を図るための取組	財政指標の適正管理	2-(1)-①	財政課		A	A	A	A	25	
13			統一的な基準による財務書類の作成と有効活用	2-(1)-②	財政課		A	B	B	C	27	
14			税等の収納率の向上	2-(1)-③	収納課		B	A	B	B	29	
15					保険年金課		B	B	B	A	31	
16					介護保険課		A	B	B	A	33	
17					幼児課		A	A	A	A	35	
18					市営住宅課		A	A	A	A	37	
19			使用料・手数料等の見直し	2-(1)-④	行政改革課		B	B	B	B	39	
20			広告事業・ふるさと納税制度の推進		2-(1)-⑤	管財契約課		A	A	A	A	41
21						魅力発信課		A	A	A	A	43
22			公有財産の有効活用と処分		2-(1)-⑥	管財契約課		B	B	B	A	45
23						市営住宅課		A	A	A	A	47
24		公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づくマネジメント	2-(1)-⑦	行政改革課		A	A	B	A	49		
25		新たな財源の確保に向けた取組	2-(1)-⑧	行政改革課		B	B	A	A	51		
26		(2)住民サービス向上に繋がる公 民連携の推進	定型的・庶務業務の民間委託の推進	2-(2)-①	管財契約課		B	B	B	B	53	
27					行政改革課		B	B	B	A	55	
28			指定管理者制度等の活用	2-(2)-②	行政改革課		A	A	A	A	57	
29			病院事業の経営健全化	2-(2)-③	総合医療センター 総務課		A	A	A	B	59	
30			水道事業の経営健全化	2-(2)-④	上下水道総務課 上下水道施設課		A	B	B	B	62	
31			公共下水道事業の経営健全化	2-(2)-⑤	上下水道総務課 上下水道施設課		A	A	A	A	65	
32			第三セクター等出資団体・外郭団体等への支援、関与のあり方の見直し	2-(2)-⑥	行政改革課		B	B	B	B	68	
33		(3)担税力の強化・担税者の増加につながる取組み	創業支援に係る事業の支援・展開	2-(3)-①	商工振興課		A	A	A	A	70	

A評価	14	12	11	15
B評価	8	10	11	6
C評価	0	0	0	1

No	基本方針	取組項目	具体的取組項目	体系・項目番号	担当課（推進課）	備考	評価 R2～3	評価 R4	評価 R5	評価 R6	該当頁
34	3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”	(1)生産性・住民サービスの向上に繋がるICT技術の利活用・導入	ICT技術の導入・利活用	3-(1)-①	行政改革課 情報政策課		A	A	B	B	72
35		(2)新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善	事務事業評価等の実施による業務の見直し	3-(2)-①	行政改革課 企画課		A	A	A	A	74
36			定型的・庶務業務の民間委託の推進	3-(2)-②	管財契約課	No.26と同じ	B	B	B	B	53
37		(3)社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築	事務事業評価等の実施による業務の見直し	3-(3)-①	行政改革課 企画課	No.35と同じ	A	A	A	A	74
38		(4)人的・物的資源の効果的配置	公有財産の有効活用と処分、人材の効果的配置	3-(4)-①	人事課		B	B	B	B	76
39					管財契約課	No.22と同じ	B	B	B	A	45
40					市営住宅課	No.23と同じ	A	A	A	A	47
41					行政改革課	No.24と同じ	A	A	B	A	49
42		(5)エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進	データ分析を活かした観光政策の検討・実施	3-(5)-①	観光政策課		A	A	A	A	78
43			データ分析・活用できる環境づくり	3-(5)-②	行政改革課		B	B	B	B	80

A評価	6	6	4	6
B評価	4	4	6	4
C評価	0	0	0	0

No	基本方針	取組項目	具体的取組項目	体系・項目番号	担当課（推進課）	備考	評価 R2～3	評価 R4	評価 R5	評価 R6	該当頁
44	4. 職員が輝く強靱な組織づくり “組織マネジメントの強化”	(1)適正な人員配置による効果的な組織運営	定員管理の適正化、行政組織の見直し	4-(1)-①	人事課	No.38と同じ	B	B	B	B	76
45		(2)部署を超えた組織設置等の仕組みの構築	部局横断的な組織設置の仕組みづくり	4-(2)-①	人事課	No.38と同じ	B	B	B	B	76
46		(3)組織風土改革が進む人材育成の推進	人材育成の推進	4-(3)-①	人事課		B	A	C	B	82
47		(4)職員の事務能率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進	働き方改革の推進	4-(4)-①	人事課		B	B	B	B	84
48		(5)職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大	人材育成の推進	4-(5)-①	人事課	No.46と同じ	B	A	C	B	82
49		(6)職員が地域と関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり	職員の地域活動への積極的参加の推進	4-(6)-①	人事課		B	A	A	B	86
50					まちづくり協働課		A	A	C	B	88

A評価	1	4	1	0
B評価	6	3	3	7
C評価	0	0	3	0

【合計】				
	令和2・3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A評価	31	30	23	26
B評価	19	20	24	23
C評価	0	0	3	1

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(1)-①			
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”					
取組項目		(1) 市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築					
具体的取組項目		身近な自治システムの充実と市民参画の促進					
推進課		まちづくり協働課		実施課		各課	
目的		市民自らが主役であると実感いただき、地域の課題と解決方法を自ら考え行動できるための仕組みの構築を進めていくため。					
取組内容		協働のまちづくり基本条例に基づき、市民自治基本計画を策定し、その方針・取組を通じて協働のまちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図る。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市民自治基本計画の検討							
市民自治基本計画の策定							
市民自治基本計画に基づく地域協働の推進							
進捗管理、検討、検証							
目標		効果					
令和2・3年度	・現行の計画が令和3年度末に終期を迎えるため、令和3年度中に第2期計画（R4～8年度）の策定に着手し、策定する。 ・現行計画の検証・評価を行う。	【市の効果】 市民自治基本計画を策定することで、地域力を強化するための基本的な考え方や、地域課題に取り組む際の行政の役割と責任を示すことができ、市民が主体的にまちづくりに参画する市民自治を総合的・計画的に進めることができる。 【市民の効果】 市が目指す市民自治の姿を知ることができる。自らがまちづくりを行う一員として、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むことができる。日頃から地域活動や市政へ参画することで、住みよいまちづくりに関わる事ができる。					
令和4年度	・第2期計画に基づき市民自治を推進する。						
令和5年度	・第2期計画に基づき市民自治を推進する。						
令和6年度	・第2期計画に基づき市民自治を推進する。 ・計画の中間年に当たることから、市民自治の推進の進捗状況の検証・評価を行う。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	協働のまちづくり推進委員会を開催し、第2期市民自治基本計画の策定に取り組んでいる。策定に当たり、計4回のワークショップやまち協、自治会アンケート等を実施した。	
評価 理由及び課題	A	社会情勢を踏まえた計画策定に臨めた。市民自治を進める上で課題は山積だが、まずは計画の周知を図ることが必要。
次年度以降の対応方針	計画に掲載された各所属の取組事業の進捗状況を定期的に評価しながら、協働のまちづくり推進委員会における計画の推進を図りたい。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第2期市民自治基本計画に掲げてある取組事業について、これまでの各所属での取組や進捗状況を調査し、市民自治や協働のまちづくり推進への意識付けと推進を図った。	
評価 理由及び課題	A	各所属において、取組事業の進捗状況を把握し、市民や行政の役割を認識しながら、市民自治・協働のまちづくりの推進が図れた。
次年度以降の対応方針	引き続き進捗管理をしながら、市民自治や協働のまちづくりの推進を図る。評価が形骸化しないよう努めたい。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	第2期市民自治基本計画の策定が目標通り達成できた。また、本計画では市民自治や協働の推進を図るための事業を掲載することができた。このことにより、これまで以上に市民自治の推進に対する意識向上が期待できる。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第2期市民自治基本計画に掲げてある取組事業について、これまでの各所属での取組や進捗状況を調査し、市民自治や協働のまちづくり推進への意識付けと推進を図った。	
評価 理由及び課題	A	各所属において、取組事業の進捗状況を把握し、市民や行政の役割を認識しながら、市民自治・協働のまちづくりの推進が図れた。
次年度以降の対応方針	引き続き進捗管理をしながら、市民自治や協働のまちづくりの推進を図る。計画の中間年に当たる令和6年度には、市民自治の推進の進捗状況の検証・評価を行う。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第2期市民自治基本計画に係る87事業について、各担当課が取組実績及び進捗状況の自己評価を行ったものに対し、協働のまちづくり推進委員会において委員意見、助言を求め、担当課にフィードバックを行った。	
評価 理由及び課題	B	各団体から選出された委員から多様な意見が得られた。一方で、限られた時間の中で87事業のすべてを委員会内で評価することは困難であり、意見が付された事業が限られていた。
次年度以降の対応方針	取組事業のうち、高評価、低評価、重点事業など一定の基準により抽出したうえで、委員会において協議、評価を行う。また、担当課の自己評価における目標の数値化、指標化の設定を促す。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

行政改革取組項目

		体系・項目番号		1-(1)-② 1-(4)-④				
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり ”市民との協働、そして共創へ”						
取組項目		(1) 市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築 (4) 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム						
具体的取組項目		オープンガバナンスの推進						
推進課		企画課		実施課 各課				
目的		地域課題について市民や団体、企業、行政が議論し、協働で課題解決にあたる、市民参加型の公共サービスを展開するため。						
取組内容		「透明性」「参加」「協働」の原則のもと、市民と団体、企業及び行政のそれぞれの立場から提供された地域課題や行政課題に対して、対等の立場で課題解決のための議論に参加し、事業の実施にあたっては市民と団体、企業及び行政がそれぞれ持つ資源やサービスの提供による公共私のベストミックスで事業を展開する取組を目指す。						
主な実施内容		実施スケジュール						
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
OG推進協議会の実施								
OG推進方針の策定								
OG実証実験								
プラットフォーム構築の検討								
OG運用								
目標		効果						
令和2・3年度	OG推進協議会で協議し「オープンガバナンス推進方針」を策定する。 実証実験として、行政課題やリアル会議をオンライン上にオープンにし、参加者の意見や、議論の反映を検討する。		【市の効果】 行政は、市民の議論を参考に政策決定ができるため、市民の納得度の高い事業を実現できる。 行政は、より課題が分かりやすい形で情報を提供する環境が生まれる。					
令和4年度	地域再生計画において以下3KPIを設定 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数:2件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数:2件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数:135人		【市民の効果】 ・ 市民が地域課題を自分事として捉え、自らが課題解決に取り組む環境、意識の醸成が生まれる。 ・ 市民が主体的に参加することで、次世代のまちづくりの担い手の育成に繋がる。 ・ 民間は、必要とされる市民ニーズが分かり事業に活用できる。					
令和5年度	地域再生計画において以下3KPIを設定 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数:5件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数:5件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数:150人		・ デジタルプラットフォーム上でまちのデータや行政課題、地域課題、議論の過程がオープンになることで、自治体と市民が地域の課題とその取組を共有できる。					
令和6年度	地域再生計画において以下3KPIを設定 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数:5件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数:5件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数:180人							

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市オープンガバナンス推進協議会において、オープンガバナンス推進に関する今後の方針(展開)について意見交換を行い、各関係者の役割を含め全体の共有を行った。また、オープンデータの公開を開始すると共に、LINEオープンチャットを用いたデジタルプラットフォームの実証実験を行った。	
評価 理由及び課題	A	デジタルプラットフォーム(LINE)では活発な意見交換がなされたが、システムや運用上の課題について整理し、本格運用に向けて改善につながる工夫を取り入れていく必要がある。
次年度以降の対応方針	デジタルプラットフォームの本格運用を開始させ、より多くの市民や事業者の参画を得るための周知を図っていく。加えて、対面での交流機会を設けるなど、テーマごとのコミュニティの創出に向けた展開を図ると共に、意見交換から生まれたアイデアの実現方法の確立や、自立的な運営体制の確立などについて引き続き検討を行っていく。	
令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	LINEオープンチャットを用いたデジタルプラットフォームの本格運用を開始したことに加え、プラットフォーム上で出された意見を、市民と行政の協働により実現するための試行として、「近江八幡市ゆるスポーツ大会」をプラットフォームに参加する市民有志と共に開催した。また、プラットフォーム上で意見のあった他のテーマに関しても、その課題解決に向けた交流の場を年度内に設ける予定としており、目標とする①市民主体の地域課題に対する取組(2件)、及び②交流機会の創出(2件)を達成した。加えて、本施策の目的であるコミュニティの形成・強化を目的として、デジタル地域コミュニティ通貨「まちのコイン」を県と連携し導入した。	
評価 理由及び課題	B	デジタルプラットフォームから派生した交流機会の確保や、新たなコミュニティ形成手段の導入など、施策目標の達成に向けて発展的に進捗できているものの、中核をなすデジタルプラットフォーム(LINEオープンチャット)の運用について、周知やルールづくり、持続できる体制づくりなどに課題を残している。
次年度以降の対応方針	本市が従前から推進してきた「協働のまちづくり」の一端を担う本施策について、その大きな特徴は「データ」や「デジタル」の活用であり、コミュニティの形成・強化に向けたデジタルプラットフォームの運用体制の確立、オープンデータの推進による一層のデータの利活用を図る。	
《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	デジタルプラットフォームの構築・運用を進めたことにより、時間や場所を問わず、まちづくりや地域社会への参画を可能とし、仕事や学業によりこれまで参画の難しかった層に対して、参加を可能とする新たな手段の確保に繋げることができた。しかしながら、多種多様なテーマに対応するための運用ルールや、持続して展開していくための人的な運用体制の確立に至っていないことに加え、プラットフォームの構築が目的ではなく、そこから地域課題解決に向けた協働の動きをいかにして生み出していくかが肝要であることから、継続してアップデートを行っていく必要がある。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	当初、デジタルプラットフォームへの参加者数を目標として定めていたが、参加者数を増やすこと(アウトプット)が目的ではなく、新たな層のまちづくりや市政への参画を増やし、地域課題解決に繋がる行動を生み出すこと(アウトカム)が重要であることから、目標について変更を行った。なお、本目標は新たに策定した地域再生計画におけるKPIと整合させている。	
令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市オープンガバナンスポータルサイト(www.o8c.jp)において、市民参加型イベントの開催報告をはじめ、チャレンジ!!オープンガバナンス(COG2023)のアイデア募集など、デジタルを活用した市民への情報発信、協働のきっかけづくりを行った。また、昨年度導入した、デジタル地域コミュニティ通貨「まちのコイン」についても、取組を継続。地元商店街によるイベント「七夕まち歩き」や「お堀ばたの地蔵盆」においては、まちのコインのデジタルスタンプラリーを実施することで、「商店街の活性化」、「来訪者の滞在時間延長」といった地域課題へのアプローチに繋がった。	
評価 理由及び課題	B	デジタルプラットフォームの一つであるLINEオープンチャットについては、スマートフォンなど普段から使い慣れたツールを用いて、時間や場所を問わず気軽に参加できる反面、匿名等の理由から、市民主体による意見交換の場とならず、取組の具体化には至らないといった課題がある。また、チェーンメールへの対応など、運用上の課題もある。
次年度以降の対応方針	本市が推進するオープンガバナンスとは、協働のまちづくりのツールの一つであり、行政主導から市民との協働への転換を図るものである。デジタルと対面、双方のメリットを活かした統合的な課題解決を目指し、引き続き、近江八幡市オープンガバナンスポータルサイト等を活用した情報発信に努めるとともに、市内の連携強化(実施課の拡大)を進めていく。	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	オープンガバナンスの手法を庁内にて広げるべく、今年度はまちづくり協働課において、北里コミュニティエリア構想ワークショップをオープンガバナンスの手法を用いて実施した。内容としては、コミュニティエリア構想の具体化の際に参考にする地域住民の思いや願いを集め、普段の生活やコミュニケーションでは見えてこない地域資源や課題を抽出するため、「ガリバーマップ」を実施し、約250名の学区民の参加が得られた。結果、老若男女問わずの参加があり、様々な意見を地図に落とし込むことができ、地域の自慢や課題を聴きとることができた。	
評価 理由及び課題	B	前年度からの課題であるLINEオープンチャットを含むデジタルプラットフォームの取り扱いについては、本事業開始当初よりもデジタル化の取組が進んだことにより、活用ツールをLINEに限る必要性はなく、様々なデジタルツールを活用して市民の声を拾い上げる機会を創出することが妥当。また、オープンガバナンスは協働のまちづくりを推進するため、地域課題をより具体的に解決する手法の1つであることから、企画課単独での事業ではなく、全庁的に普及するものであり、加えて、すべての施策に対して取り組むのではなく、その施策の性質に合うかどうかにより活用していくものであることから、この考え方での認識を広めていくことが求められる。
次年度以降の対応方針	オープンガバナンス推進協議会については、デジタル田園都市国家構想交付金が令和6年度までであることから、今年度にて一区切りとし、令和7年度以降の継続は現時点では開催の見込みなし。今後は、全庁へオープンガバナンスの考え方について周知し、課題解決の手法の1つとして再度認識を広めていく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		1-(2)-①							
行政経営改革指針の基本方針			1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”									
取組項目			(2) 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実									
具体的取組項目			市民に向けた情報公開・見える化の推進									
推進課			財政課		実施課 各課							
目的			市政運営の透明性の向上と市政への市民参画を推進するため。									
取組内容			行政情報の積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。									
主な実施内容			実施スケジュール									
			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
予算編成過程等「予算の見える化」を実施(市HP・広報にて)												
目標			効果									
令和2・3年度			予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。				【市の効果】 予算編成過程と決算情報について迅速に公表し、分かりやすい情報を提供することで市の信用や透明性が向上する。 【市民の効果】 分かりやすい情報を提供することで、市民が正しく市の財政状況を理解することができる。					
令和4年度			予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。									
令和5年度			予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。									
令和6年度			予算編成過程と決算情報について迅速に市HP等にて公表を行い、分かりやすい情報を提供できるよう予算資料にあたってはワンペーパーによる資料作成を推進する。									

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市ホームページにて予算編成の各過程と決算情報として決算カード、決算の概要、健全化判断比率・資金不足比率、財政状況資料集、地方公会計財務書類4表(統一的な基準)を順次公表した。また、市広報にて文字を減らし、グラフや写真を使用することで情報を分かりやすく提供することができた。	
評価 理由及び課題	A	予算編成過程と決算情報について迅速に公表を行った。 予算の概要において、新たな試みとなるワンペーパー資料を用いて事業を公表し、更なる「予算の見える化」を推進した。また、市広報における情報発信については、市民にとってより分かりやすい内容となるよう工夫を行った。
次年度以降の対応方針	国も「地方財政の全面的な見える化」を進めるなかで、更なる情報の発信、内容の工夫が必要となる。また、市民にとって分かりやすい内容になるよう今後も工夫しながら取り組む。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市ホームページにて令和3年度決算情報として決算カード、決算の概要、健全化判断比率・資金不足比率、令和2年度財政状況資料集、地方公会計財務書類4表(統一的な基準)、令和5年度当初予算編成の過程を順次公表した。また、令和4年度6月補正予算(肉付け予算)の概要にてワンペーパー資料を活用し、主要な事業を簡潔に紹介することができた。	
評価 理由及び課題	A	予算編成過程と決算情報について迅速に公表を行った。 予算の説明資料としてのワンペーパー資料作成を各所属に要求し、簡潔な事業説明の定着を推進した。また、市広報については、グラフや写真を使用し、市民にとって視覚的に分かりやすい内容となった。
次年度以降の対応方針	情報公開・見える化を推進するため、特に予算・決算の概要、市広報について、分かりやすい内容となるよう継続して見直しを行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	予算の説明においては、主要な事業の紹介にワンペーパー資料を活用し、簡潔に事業説明できるようになった。また、新規・拡充事業の実施にあたっては、ワンペーパー資料を作成することを各所属に定着させ、簡潔な事業説明が全庁的に進むよう取り組んだ。 その他、決算の概要に新型コロナ対策の項目の追加や、市広報のグラフ・写真活用の拡大等、見せ方の工夫を進めることができた。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市ホームページにて令和4年度決算情報として決算カード、決算の概要、健全化判断比率・資金不足比率、令和3年度財政状況資料集、地方公会計財務書類4表(統一的な基準)、令和5年度当初予算の概要、令和6年度当初予算編成の過程を順次公表した。また、令和6年度当初予算の概要について、従来の冊子形式から電子公開を意識したスライド形式に変更するとともに、予算の内容が簡潔に分かるように見せ方を見直す検討を現在行っている。	
評価 理由及び課題	A	予算編成過程と決算情報について迅速に公表を行った。 予算の説明ではワンペーパー資料を活用して、簡潔な事業説明に努めた。令和6年度当初予算は、さらに「予算の見える化」を推進する検討を進めている。市広報についても、グラフや写真を使用し、市民にとって視覚的に分かりやすい内容としている。
次年度以降の対応方針	情報公開・見える化を推進するため、今回見直しを行っている予算の概要だけでなく、決算の概要、市広報についても継続して見直しを行う。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市ホームページにて令和5年度決算情報(決算カード、決算の概要及び資料集、健全化判断比率・資金不足比率)、令和4年度財政状況資料集、令和4年度地方公会計財務書類4表(統一的な基準)、令和6年度当初予算の概要、令和7年度当初予算編成の過程を順次公表した。加えて、令和6年度予算の概要及び令和5年度決算の概要については、従来の冊子方式(A4縦版)から電子公開を意識したスライド形式(A4横版)に変更するとともに、詳細な資料として資料集を作成することで、予算・決算の内容を分かりやすく提供した。	
評価 理由及び課題	A	予算の編成過程と決算情報について迅速に公表を行った。 予算の概要については、引き続きワンペーパー資料を活用して簡潔な事業説明に努めるとともに、予算・決算の概要をスライド形式に変更することで、分かりやすい情報提供を行っている。
次年度以降の対応方針	情報公開・見える化を推進するため、引き続き予算や決算の情報がより分かりやすい内容となるように継続して見直しを行う。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(2)-①		
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”				
取組項目		(2) 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実				
具体的取組項目		市民に向けた情報公開・見える化の推進				
推進課		行政改革課 情報政策課		実施課 各課		
目的		市政運営の透明性の向上と市政への市民参画を推進するため。				
取組内容		行政情報のより積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民にとって分かりやすい行政改革等の情報提供方法を検討・研究						
LINEを利用した新たな情報公開の検討						
目標		効果				
令和2・3年度	行政改革の取組状況等の見える化、透明性の向上のため、令和3年度からLINEの近江八幡市公式アカウントを開設し、情報発信を行う。また、当室のみでなく全庁的な活用を行うことで新たな情報公開に繋げていく。	【市の効果】 分かりやすい方法で市民と情報の共有化を行うことで、市政運営の透明性の向上を図ることができ、市民の市政への参画推進に繋がる。 【市民の効果】 市政の状況を適切に把握でき、様々な事業へ関心を高め参画するきっかけを創出できる。また、幅広い年代への情報発信を行えるLINE等を活用することで、市政を身近に感じ、知ることができる。 【備考】 LINE等に限らず、所属ごとに最適なツールを用いることでTwitterやFacebook等の既存のツールと差別化を図りながら、全庁的により迅速な情報公開を行える仕組みを整えていく。				
令和4年度	LINE公式アカウントを利用した情報発信について、全庁的な利用率を確認し、未対応の所属に対して要因の分析と利用に向けた取組を行う。また、行政改革の取組状況等について、市民にとって分かりやすい情報提供の方法を検討・研究していく。					
令和5年度	LINE公式アカウントを利用した情報発信について、各年度の取組内容を分析・評価を行う。また、分析、評価結果を用いて市民への最適な情報発信手段を検討する。					
令和6年度	前年度に検討を行った最適な情報発信手段を試行する。これにより、次期指針策定時に向けた迅速な情報公開を行える仕組みを整える。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年10月に近江八幡市LINE公式アカウントを開設した。各所属にて適宜メッセージ配信を行い、情報発信に努めた。令和3年度末時点で、ともだち登録者数は約2,480人、通知数は約150件となっている。	
評価 理由及び課題	A	計画通り進捗している。また、LINE公式アカウント拡張ツールを活用して、オンライン申請ボタン等のショートカットボタンを作成し利便性向上を図った。開始当初はともだち登録数が順調に増加していたが、年度末時点で増加数が鈍化し始めたため、魅力あるコンテンツの提供等の手法を検討し、ともだち登録の推進を図る必要がある。
次年度以降の対応方針	メッセージ配信内容や頻度の向上を目指して、庁内周知や利用促進を行う。また、市民にとって分かりやすい情報、真に必要な情報が適切に配信できるように引き続き運用等を見直していく。	
備考欄		
令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	LINE公式アカウントのともだち登録者数は約3,400人(*1)であり、約800人(*2)の増加となっている。市からの通知発信数は約310件(*2)であり、主に広報関連、市イベント、コロナワクチン情報等を発信している。通知送信については、庁内の活用を図るとともに、市民にとって必要な情報のみが届くよう発信手法についての周知を実施した。なお、庁内利用状況は、発信数の多寡はあるものの、多くの所属にて1通以上を発信している。また、市民よりの通報(道路の損傷の通報など)は2件(*2)に留まっており、想定以上に利活用されていない。	
評価 理由及び課題	A	当初予定していた以上にLINE公式アカウントを活用できている。ただし、市民の通報利用状況においては十分とは言えず、より使いやすいツールとなるよう、またより多くの通報が受けられるよう機能拡張に努める。今後も、当初目標に掲げたともだち登録者数1万人達成にむけて、市民にとって便利な機能となるよう見直しに努める。
次年度以降の対応方針	昨年度同様、市民にとって分かりやすい情報、真に必要な情報が適切に配信できるよう実施していく。また、より便利な機能となるよう、ツールの研究を進める。	
備考欄	*1 運用開始時点からの累積実績(令和3年10月～令和4年12月まで) *2 単年度実績(令和4年4月～令和4年12月まで)	
《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	LINE公式アカウントは当初想定以上にともだち登録数が増加しており、また、市からの通知も想定以上に各所属において実施できている。公開開始して1年半としては十分な効果が得られたと考える。ただし、令和5年度課題にもある通り、市民⇒市での活用事例が想定以上に少なかったため、機能の周知不足や使い辛さといった課題が残る結果である。また、約13%のユーザがともだち登録後にブロック設定をしており、魅力的なコンテンツとして受け取っていただけていないことも課題である。LINE公式アカウントを運用するにあたって、様々な技術的問題点も明確となってきているため、より良い手法の検討を継続して進める(例えば、LINE公式アカウントは電子回覧板などは技術的に難しく、より良いツールがないか検討が必要、など)。また、Facebook(秘書広報課)やTwitter(魅力発信課)との連携もできていないため、統一的な情報発信手法の検討を進める。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	当事業は、令和4年度より情報政策課に移管したため、推進課の記載を変更した。	
令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	LINE公式アカウントのともだち登録者数は約4,400人(*3)であり、約1,000人(*4)の増加となっている。市からの通知発信数は約380件(*4)であり、主に広報関連、市イベント等を発信しており、庁内での活用が定着してきていると言えるがブロック率は16%と微増していることから、欲しい情報が届けられていない、また魅力的な情報が発信できていない可能性が考えられる。一方で、現時点で実現化には至っていないが、教育現場におけるLINE公式アカウントの活用が議論されたことから、これまでのLINE公式アカウントの枠を超えた活用の可能性を探ることができた。	
評価 理由及び課題	B	魅力的な情報が発信できているか、市民にとって分かりやすい情報となっているか等の検証が不十分である。登録者数の明確な目標値を設定し、それに向けた具体的な取組を検討することが必要で、それによりユーザー視点での情報発信が可能になる。
次年度以降の対応方針	情報発信方法の見直しを検討する。さらに、リッチメニューを使いやすくすることで、市民が求める情報へのアクセスビリティを高めることができることから、リッチメニューの活用を再考する。	
備考欄	*3 運用開始時点からの累積実績(令和3年10月～令和5年12月まで) *4 単年度実績(令和5年4月～令和5年12月まで)	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	LINE公式アカウントのともだち登録者数は約10,000人(*5)であり、約5,600人(*6)の増加となっている。主に広報関連、市イベント等の発信のほか、特に今年度は学校等教育現場での利用をはじめたことにより利活用が促進され、登録者数や送信数も大幅に増加した。また、リッチメニューのデザインや内容の変更を行い、より分かりやすく欲しい情報を見つけやすいように変更した。	
評価 理由及び課題	B	LINEにおいては、教育現場での情報発信に利用いただいたことから、導入当初に内部目標としていた登録者数1万人(市タウンメール登録者数と同程度)を達成し、利活用が進んでいる。またリッチメニューの色彩を増やしデザインを向上させるとともに、市民が求める情報へスムーズにアクセスできるように変更することができた。しかし、ブロック数については大きな変化はないため、魅力的な情報が発信できているかは今後も検討を重ねる必要がある。
次年度以降の対応方針	LINEの利用においては、利用者にとっての魅力的な情報発信となるよう検討を続けるとともに、更に分かりやすく使いやすいコンテンツとなるよう改良を重ねていく。通知の発信数は年々増加しているが、多すぎるとの意見をいただくことがあり、発信に係るルールの見直しも今後必要である。	
備考欄	*5 運用開始時点からの累積実績(令和3年10月～令和6年12月まで) *6 単年度実績(令和6年1月～令和6年12月まで)	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(2)-①	
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”			
取組項目		(2) 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実			
具体的取組項目		市民に向けた情報公開・見える化の推進			
推進課		総務課	実施課	各課	
目的		市政運営の透明性の向上と市政への市民参画の推進のため。			
取組内容		行政情報の積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。			
主な実施内容		実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度			
情報公開コーナーの整理及び充実					
情報公開制度の推進					
情報公開コーナーの整備					
目標		効果			
令和2・3年度	・市民に積極的な行政情報を提供する。	【市の効果】 市民と市の情報について共有化することが可能となり、市民からの意見を反映することができる。 【市民の効果】 行政活動の透明性の向上を図ることで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。			
令和4年度	・情報公開制度の検証及び内部の運用等見直しを行う。				
令和5年度	前(削除)(・情報公開制度につき、運営審議会の意見を聞いて調整を行う。) ・情報公開制度の検証及び内部の運用等見直しを行う。				
令和6年度	・情報公開コーナーの運用の見直しを行い、広く市民に活用してもらう。 ・情報公開の電子化に対応できるよう準備を行う。				

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各情報を配置し、情報提供に努めた。また情報公開請求に対して原則、公開する方針で情報公開を実施した。	
評価 理由及び課題	A	情報公開コーナーの充実及び情報公開請求への対応を行うことができた。
次年度以降の対応方針	更なる情報公開コーナーの充実と情報公開請求への迅速な対応及び積極的な情報公開に努め、市民との情報共有を行っていく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各情報を配置し、情報提供に努めている。また情報公開請求に対して原則、公開する方針で情報公開を実施している。	
評価 理由及び課題	A	市民の知る権利を保障し、情報公開請求に対して、条例に基づき原則公開の方針で対応することができている。情報公開コーナーは、市広報等、時期に応じた情報提供を行っている。
次年度以降の対応方針	更なる情報公開制度充実に取り組むとともに、市民の知りたい情報、時期に応じた情報提供に取り組む。また情報公開請求には出来る限り公開の方針のもと情報公開を行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各種情報を本庁及び支所において提供することが出来た。ただし、スペースが限られていることから、閲覧スペース、端末設置等更なる利便性向上が望まれる。情報公開請求においては原則公開の方針で、個人情報等、情報公開できない部分を除いて情報公開請求することができた。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・新庁舎移行に伴い情報公開コーナー自体も整備する必要があることから、市庁舎整備推進室と協議を進めている。 ・電子決裁システムの導入に伴い、情報公開の電子化に向けて情報収集を行った。	
評価 理由及び課題	A	・情報公開コーナーの協議は順調である。 ・情報公開条例及び電子化について情報収集を行った。来年度以降、手続きを行う予定となっている。
次年度以降の対応方針	・新庁舎における情報公開コーナーの整備と必要な協議を行う。 ・情報公開の電子化に向けて、運営審議会の開催等必要な手続きを行う。	
備考欄	電子決裁システムの導入や新庁舎への移行時期の決定により、情報公開条例や情報公開コーナーの運用を改めて見直すことになった。そのため、運営審議会の開催を遅らせた。以上2点の理由により、目標の変更を行っている。	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・新庁舎移行に伴い情報公開コーナーの整備について関係課と協議を行っている。 ・情報公開の電子化については、今後も情報収集を継続し、適切な形で運用を行っていく。	
評価 理由及び課題	B	・新庁舎の情報公開コーナーにパソコンを設置し、来庁者が電子決裁システムで作成されたファイル名を検索することにより公文書公開請求を円滑に行うことができるよう、調整しているが、課題もあり引き続き調整が必要。
次年度以降の対応方針	・新庁舎移行に伴い、情報公開コーナーの整備を行う。 ・情報公開の電子化については、今後更に情報収集を行い、課題及び運用方法について検討を行う。	
備考欄		

- 各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(2)-②			
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”					
取組項目		(2) 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実					
具体的取組項目		広報広聴機能の充実					
推進課		秘書広報課		実施課		各課	
目的		市政に市民の意見を反映し、市民との協働、共創のまちづくりを推進するため。					
取組内容		広聴あつての広報の意識をもち、市民の市政へのアイデア提案、意見や要望に積極的に傾聴する機会(例 市長への手紙、市長とはちまん夢トーク、お問い合わせフォーム)を充実させ、可能な限り市政へ反映(それぞれの担当課へフィードバック)させることにより協働、共創のまちづくりに資する。また、様々な媒体の活用を検討しながら幅広い世代に対応した分かりやすい広報活動を目指す。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
広報媒体の改善対応		→					
広聴の継続実施		→					
行政番組の視聴方法拡充		→					
ホームページ管理システムの検討		→					
目標		効果					
令和2・3年度	・毎年度、市長への手紙や夢トークの実施により広聴を継続実施する。 ・令和2年度はリニューアルしたホームページに関するアンケートを実施し今後の改善に活用する。 ・ケーブルテレビのみで放映している行政番組を、令和3年度からインターネットで動画配信することで視聴方法を拡充する。	【市の効果】 市民からの提案や意見、要望を傾聴し、可能な限り市政に反映させることで協働、共創のまちづくりに資することができる。 【市民の効果】 自らの提案や意見、要望が、市政に反映されることで協働、共創のまちづくりに参画することができる。					
令和4年度	・広報に関するアンケートを実施し今後の改善に活用する。						
令和5年度	・広報に関するアンケート結果を活用し、市民にとってさらに読みやすい広報紙となるよう改善する。 ・現在のホームページ管理システムの使用想定期間が令和6年度で満了となるため、今後の方針を検討する。						
令和6年度	・令和5年度で検討した現在のホームページ管理システムの運用見直しに着手する。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市長とはちまん夢トーク: 令和2年度に1回、令和3年度に2回実施した。 広報紙: 滋賀県広報コンクールで令和2年度に広報紙の部で知事賞と広報写真の部で協会長賞を受賞し令和3年度に広報紙の部と広報写真の部で知事賞を受賞、全国広報コンクールで令和3年度に広報写真の部で入賞した。 広報番組: 令和3年度から動画配信を開始した。 ホームページ: 令和2年度に閲覧者アンケートを令和3年度に職員アンケートを実施し意見を参考に改善した。	
評価 理由及び課題	A	広報紙は内外から評価を得られた。CATVでしか視聴できなかった広報番組を動画で配信したことで視聴機会の拡充が図れた。
次年度以降の対応方針	アンケートを実施し今後の改善に活用する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市長への手紙を52件受付し、回答が必要な33件全てに回答対応した。 市民を対象に広報紙、ホームページなど情報発信に関するアンケートを実施中。職員を対象にホームページに関するアンケートを実施した。意見を参考に今後の改善に活用予定。	
評価 理由及び課題	A	アンケートの意見を参考に、今後の改善に活用予定。
次年度以降の対応方針	意見を参考に広報紙やホームページなどを改善する。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	滋賀県や全国の広報コンクールで受賞や入賞するなど、親しみやすく読みやすい広報紙として評価を得ている。リニューアルしたホームページについては、毎年市民や職員の意見を参考により見やすくなるよう改善できた。行政番組をインターネット配信したことで、行政情報を広く市民に周知する機会を設けることができた。広聴は、広く市民からの意見を伺い、行政運営の参考とすることができた。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	広報紙やホームページなど広報に関するアンケートを市民を対象に実施した。	
評価 理由及び課題	A	アンケートの意見を参考に今後の改善に活用。
次年度以降の対応方針	引き続き、読みやすく分かりやすい広報紙づくりを継続する。また、ホームページは意見を参考に改善を検討する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	ホームページのカテゴリー区分の見直しに着手した。また、広報広聴主任に対して研修会を実施し、ホームページ運用における留意事項を周知した。	
評価 理由及び課題	A	現ホームページの改善の方向性を決定した。
次年度以降の対応方針	引き続き、求める情報にたどり着きやすいホームページとなるよう改善を検討する。	
備考欄		

- 各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		1-(3)-①							
行政経営改革指針の基本方針			1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”									
取組項目			(3) 地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支援									
具体的取組項目			地域課題解決に繋がる活動の実施団体に対する効果的な支援									
推進課			まちづくり協働課		実施課 各課							
目的			地域課題解決に繋がる活動をする団体を育成・支援し、市民自らまちづくりに主体的に参画する「協働のまちづくり」を推進するため。									
取組内容			地域課題解決に繋がる地域活動を行う団体等に対し、関係課と協議しながら支援を行うと共に、その団体等の新規設立についても立ち上げ支援の仕組みを研究・構築する。									
主な実施内容			実施スケジュール									
			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
NPO団体等の活動支援事例研究												
新たな団体の設立支援の検討												
既存団体への継続的支援・支援の検証												
目標			効果									
令和2・3年度		NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について関係課を交え検証する。		【市の効果】 地域課題解決に繋がる地域活動を行う各種団体の支援を行うことにより、各地域で個性豊かな地域社会を実現でき、地域力の向上を図ることができる。このことは、市が推進する「協働のまちづくり」の発展に寄与することができる。								
令和4年度		NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について関係課を交え検証する。		【市民の効果】 地域だけでは対応できない課題であっても、市から支援を受けることで取り組みが進められ、課題を解消することができる。また、地域課題を自主的に解決できる団体・組織の育成にも寄与する。								
令和5年度		NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について検証すると共に、事例研究を基に新規団体設立の必要性の有無等につき検討する。										
令和6年度		NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について検証すると共に、事例研究を基に新規団体設立の必要性の有無等につき検討する。										

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	ハートランド推進財団や庁内各課、広報紙での呼びかけ等を通じて、市内の市民活動団体(NPO団体等)の把握に努めた。	
評価 理由及び課題	A	これまで取り組めていなかったNPO団体等の把握に着手できた。今後は、これをデータベースとして、庁内外で活用や有効な支援策を検討したい。
次年度以降の対応方針	近隣市町等の事例を研究しながら、NPO団体等への有効な活動支援や育成支援策を検討する。検討に当たっては、データベースを活用したアンケート等を実施する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	昨年度実施した団体把握を経て、現在の活動状況(休止含め)のアンケート調査を実施した。また、ハートランド推進財団との協力により、まちづくり団体育成支援補助金に仕組み、各団体への支援ができた。	
評価 理由及び課題	A	地域活動団体に対する支援策としてまちづくり団体育成支援補助金の交付ができた。市内で活動する団体をデータベース化し、今後の支援対策の礎ができた。
次年度以降の対応方針	まちづくり団体育成支援補助金による支援の継続と、市民活動団体のHP公開による支援及び行政との協働事業の模索を図る。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	協働のパートナーとして位置付ける市民活動団体への補助金やデータベース整備等による支援ができた。一方で、行政と協働して取り組める事業もあると考えるので、事例研究等より具体的な支援、協働事業の模索を図りたい。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	自発的にまちの課題に取り組む団体や、新たな課題に取り組む団体の活動に対して補助金を交付し支援することができた。35団体の申込があり、審査会にてプレゼンテーションを行い、35団体が採択された。本事業を活用し、新たなまちづくり団体の発足や事業拡大が行なわれ、市民主体のまちづくり団体が積極的に活動できるよう支援することができた。	
評価 理由及び課題	A	令和3年度、4年度に整理した市民活動団体リストを活用し、補助事業について広く周知することで、前年度より10件多い35団体に交付することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、市民活動団体に対し、まちづくり団体育成支援補助金による支援の継続と市民活動団体のHP公開により支援する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	自発的にまちの課題に取り組む団体や、新たな課題に取り組む団体の活動に対して補助金を交付し支援することができた。32団体の申込があり、審査会にてプレゼンテーションを行い、32団体が採択された。また、令和6年度は新たな試みとして市民活動団体の意見交換会を実施した。	
評価 理由及び課題	A	継続して多くの市民活動団体に本補助事業を活用していただくことができた。また、意見交換会を開催することで、市民活動団体同士の横の繋がりを強化することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、市民活動団体に対してまちづくり団体育成支援補助金による支援の継続と合わせて、市民活動団体同士の連携強化・組織強化を目的とした意見交換会や研修会を開催する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(4)-①			
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”					
取組項目		(4) 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム					
具体的取組項目		地域組織との連携のためのプラットフォームづくり					
推進課		まちづくり協働課		実施課		まちづくり協働課	
目的		人口減少や少子高齢化などの社会の変化によりこれまで地域を支えてきた様々な機能の低下に対応するため、新しい公共と地域相互間の協力関係、支えあいのためのプラットフォームを形成し、市民と行政各々の課題解決を図るため。					
取組内容		地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)等との定期的な意見交換を実施する。 ・意見交換の場の事例研究 ・意見交換の場の設置 ・定期的な意見交換の実施					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
新たなプラットフォームづくりの事例研究							
新たなプラットフォームを設置する							
定期的な意見交換							
目標		効果					
令和2・3年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、オープンガバナンスと共同で検討しつつ、相互理解のための新たなプラットフォームづくりの事例研究をする。	【市の効果】 行政活動の透明性を図ることで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政の課題解決、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。 【市民の効果】 市民の課題を明確にし、その解決を進めることができる。					
令和4年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オープンガバナンスと連携しつつ実践に向けて取り組む。						
令和5年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オープンガバナンスと連携しつつ実践していく。						
令和6年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オープンガバナンスと連携しつつ実践していく。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市関係課と各種団体、市民とが、一堂に会して情報共有や意見交換はできなかったが、各主体に対しては各種会議体やヒアリング等により、課題の聴き取りや意見の確認ができた。	
評価 理由及び課題	B	コロナ禍により各主体が一堂に集まり課題を共有することはできなかったが、市民自治基本計画策定の過程において各主体から課題や意見を聴き取ることができた。
次年度以降の対応方針	社会情勢から、対面による円卓会議だけでなくデジタルによる意見交換も視野に入れ、他市町の事例を含めて研究し、より効果的な意見交換・情報共有の場作りを行いたい。また本市で取り組むオープンガバナンスの活用も積極的に検討したい。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市関係課と各種団体、市民とが、一堂に会して情報共有や意見交換はできなかった。既存の取り組みでは、まちづくり協議会事務主任会議や連合自治会幹事会、行政懇談会等を通じて地域からの意見の聴き取りを行っている。	
評価 理由及び課題	B	新たなプラットフォーム作りはできていないが、既存の取り組みの中で意見の聴き取り等は実施できている。
次年度以降の対応方針	市民が自由に参加できる意見交換の場は企画課によりオープンチャットという形で作られているため、当課関係団体等に対しても効果的な意見交換・情報共有の場作りを検討したい。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	多様な主体が一堂に集まって意見交換をする場の実現には至っていない。オープンチャットができていることから、既存の協議体を含めて、効果的な意見交換や情報共有の場を検討しなければならない。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	昨年度に引き続き、まちづくり協議会事務主任会議や連合自治会幹事会、行政懇談会等を実施し地域からの意見の聞き取りを行っている。	
評価 理由及び課題	B	新たなプラットフォーム作りはできていないが、既存の取り組みの中で意見の聴き取り等は実施できている。
次年度以降の対応方針	当課関係団体を含む多様な主体により効果的な意見交換・情報共有ができる場作りを検討したい。また、コミュニティセンターの老朽化など地域の課題について、地元で整備方針を検討する中で市との協議の機会を設けるなど、積極的に市民と市の双方が意見交換を行えるよう取り組みたい。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	まちづくり協議会事務主任会議や市連合自治会幹事会、行政懇談会等を通じて、地域からの意見を聴取した。また、コミュニティセンターの老朽化など地域の課題については、大学等と連携しオープンガバナンスの手法を用いて市と地元が協働で推進する取り組みを行った。	
評価 理由及び課題	B	プラットフォーム作りやオープンチャットの活用までは至っていないが、地域課題について、オープンガバナンスの手法を用いて市と地元が協働で推進することができた。
次年度以降の対応方針	当課関係団体を含む多様な主体により効果的な意見交換・情報共有ができる場作りとして、まずは学区単位から実践できるよう検討したい。コミュニティセンターの老朽化など地域の課題については、引き続き、大学等と連携し市と地元が協働で推進していく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		1-(4)-②		
行政経営改革指針の基本方針			1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり ”市民との協働、そして共創へ”				
取組項目			(4) 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム				
具体的取組項目			事業者支援団体との連携強化				
推進課			商工振興課		実施課 商工振興課		
目的			令和2年度中に策定する商工業振興ビジョンの推進を図り、官民連携した市内事業者に対する効率的かつ効果的な支援を行い、商工業の振興に寄与するため。				
取組内容			行政と商工会議所や商工会など事業者支援団体が実施する事業を共有・役割分担を行う場を設置し、定期的に協議を実施する。 ・商工業振興ビジョンの策定(令和元年度～令和2年度) ・協議体制の構築(メンバー、役割、時期等の設定) ・定期的な意見交換の実施(問題点・課題の共有、現事業の共有及びブラッシュアップ等)				
主な実施内容			実施スケジュール				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工業振興ビジョン作成							
プラットフォーム体制構築							
定期的な意見交換の実施							
目標			効果				
令和2・3年度	・商工業振興ビジョンの策定(令和2年度中) ・協議体制の構築(令和3年度当初) ・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化		【市の効果】 ・事業者の実態を知る商工会議所や商工会との連携により、現状の課題をリアルタイムで把握することができる。 ・課題に即した事業の企画・立案が可能となり、商工会議所や商工会と連携しながら効率的でかつ効果的な事業の実践を行うことが期待できる。 【市民の効果】 ・直接的または短期的な効果は見込みにくい、将来にわたり、本市の経済を支える事業所の支援により、将来的な税収増加による経済効果や市民の就業につながることを期待できる。				
令和4年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化						
令和5年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化						
令和6年度	・定期的な意見交換の実施 →課題の共有、事業の連携による効率化						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度中に商工業振興ビジョンを関係団体との協議を踏まえ策定した。それに基づき事務局間の定期的(4半期に1度)な意見交換の場を設定し、新型コロナウイルス感染症対策事業など必要な事業を共に検討し実施した。	
評価 理由及び課題	A	ビジョンの策定が予定通り実施できたことと、定期的な意見交換を行う仕組みをそれぞれの事務局と共有し実施することができた。
次年度以降の対応方針	意見交換を定期的に行い、本市の商工業振興に資する情報共有や事業の立案、またそれぞれの役割分担について継続して協議する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	商工業振興ビジョンに基づき、事務局間の定期的(4半期に1度)な意見交換の場を設定し、新型コロナウイルス感染症対策事業など必要な事業を共に検討し実施した。	
評価 理由及び課題	A	定期的な意見交換を行う仕組みをそれぞれの事務局と共有し実施することができた。
次年度以降の対応方針	意見交換を定期的に行い、本市の商工業振興に資する情報共有や事業の立案、またそれぞれの役割分担について継続して協議する。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	令和2年度に商工業振興ビジョンを関係団体との協議を踏まえ策定することが出来た。また、それに基づき事務局間の定期的(4半期に1度)な意見交換の場を設定し、新型コロナウイルス感染症対策事業など必要な事業を共に検討し、周知等も連携して実施することができた。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	商工業振興ビジョンに基づき、事務局間の定期的(4半期に1度)な意見交換の場を設定し、ビジョンの進捗の共有及び原油・物価等高騰対策事業など必要な事業の実施に向けて共に検討した。	
評価 理由及び課題	A	定期的な意見交換を行う仕組みをそれぞれの事務局と共有し実施することができた。
次年度以降の対応方針	意見交換を定期的に行い、本市の商工業振興に資する情報共有や事業の立案、またそれぞれの役割分担について継続して協議する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	商工業振興ビジョンに基づき、事務局間の定期的な意見交換の場を設定し、ビジョンの進捗を共有するとともに、エネルギー価格高騰事業者支援事業など必要な事業の実施に向けて共に検討し実施した。	
評価 理由及び課題	A	定期的な意見交換を行う仕組みをそれぞれの事務局と共有し実施することができた。
次年度以降の対応方針	意見交換を定期的に行い、本市の商工業振興に資する情報共有や事業の立案、またそれぞれの役割分担について引き続き協議する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		1-(4)-③		
行政経営改革指針の基本方針		1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”				
取組項目		(4) 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム				
具体的取組項目		コミュニティ・スクール事業の推進				
推進課		生涯学習課		実施課		生涯学習課・公立幼稚園、小学校、中学校
目的		子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長を目指し、社会総がかりでの教育の実現を目指すため。				
取組内容		令和3年度から、すべての公立幼稚園・小学校・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校と地域が同じ目標を持って学校運営に取り組むことで、「学校を元気に」、「地域を元気に」する活動を推進する。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内11校園が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの取組を実施						
市内全ての21校園が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの取組を実施						
子どもと地域の情報共有と熟議						
共有した目標の協働活動						
持続可能な取組として評価						
目標			効果			
令和2・3年度	・すべての公立幼稚園・小学校・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校と地域が同じ目標を持って学校運営に取り組む。		【市の効果】 学校は、コミュニティ・スクールの導入により、地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立されることで、地域と学校が共通の目標に向かって、積極的な取組が可能となる。			
令和4年度	・学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度活動に活かす。		【市民の効果】 地域住民は、コミュニティ・スクールの導入により、共通の目標・ビジョンを共有し、教育の当事者として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参加でき、社会総がかりでの教育の実現を図ることが可能となる。			
令和5年度	・さらなる学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度活動に活かす。					
令和6年度	・さらに学校と地域の連携・協働に向けて、子どもと地域の課題を情報共有し、目標・ビジョンを熟議して共有し、学校を核とした地域ネットワークで協働し、持続可能な取組として評価し、次年度以降の活動に活かす。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年度は目標に従って、市内公立幼稚園・小中学校21校園で学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置した。各校園の学校運営協議会の取組が充実するよう、協議会委員を対象に研修の機会を設け、各校園での取組の交流を行った。	
評価 理由及び課題	A	すべての校園で学校運営協議会を設置する目標は達成した。今後は、取組の中身の充実を図る必要がある。
次年度以降の対応方針	学校運営協議会の取組が充実するための目標設定を行う。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	各校園において、授業・保育の参観や学校行事等を通して、子どもの様子や課題等の情報共有を行った。また、目標・ビジョンを熟識し、共有を図ってきた。また、学校協働本部の推進員は地域と学校で協働で子どもたちの教育活動に積極的に関わってきた。協議会委員を対象に取組が充実するよう研修の機会を設け、各校園の取組の交流を行った。	
評価 理由及び課題	A	各校園において学校運営協議会で熟識を重ねてきている。今後は、委員会等の組織の検討や取組の中身の充実を図る必要がある。
次年度以降の対応方針	各校園の学校運営協議会の取組が充実するための目標設定を行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	全ての公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、学校と地域が同じ目標をもって学校運営に取り組み始めることができた。今後は取組内容の充実を図る。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	各校園の管理職と地域代表を交えたコミュニティ・スクール研修会を実施し、各校園での取組内容と課題を全体で共有して、コミュニティ・スクール設置3年目の進捗状況について意見交換を行った。	
評価 理由及び課題	A	市内の好事例の取組や他校園の進捗状況を全体で共有したことで、各校園での今後の取組の参考となる研修会が開催できた。
次年度以降の対応方針	定期的に各校園の進捗状況・意見交換の場を設定し、市全体でのレベルアップを図る。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	各校園の管理職・教職員と地域代表を対象としたコミュニティ・スクール研修会を実施し、各校園での取組内容と課題を全体で共有する中で県コミュニティ・スクールアドバイザーによる指導助言を受けた。県内の先進事例を教授いただきながら、今後の取組の参考となる研修会が開催できた。	
評価 理由及び課題	A	各校園の取組内容や進捗状況について県コミュニティ・スクールアドバイザーから指導助言をいただき、全校園で共有することで、今後の取組の参考となる研修会が開催できた。
次年度以降の対応方針	「担い手不足」や「放課後における子どもの居場所」など、市内各校園における課題を共有する場を設定し、持続可能な学校運営協議会の在り方にかかる熟識をととして、取組の充実を図る。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

体系・項目番号

2-(1)-①

行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
具体的取組項目		財政指標の適正管理					
推進課		財政課		実施課		財政課	
目的		景気の動向や今後の大型施設整備事業等の実施による将来的なリスクを最大限見通した中期財政計画を策定し、財政指標の適正管理を行い、健全な財政運営を図るため。					
取組内容		毎年中期財政計画を見直し、将来的な健全化判断比率及び各財政指標の動向を注視しながら、市債と基金の適正管理を行うことにより、全国都市平均などを基準とした高い水準の財政指標を維持できる財政運営を行う。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中期財政計画改定版の策定							
中期財政計画の見直し							
財政指標の適正管理							
目標		効果					
令和2・3年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以上 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下	【市の効果】 地方公共団体は、健全な財政を維持する能力が問われており、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)に基づく全国都市平均値を目標水準に設定することや市独自の目標水準を定めることで持続可能な財政運営を図る。 【市民の効果】 少子高齢化の進展や社会経済情勢から厳しさを増す地方公共団体の財政運営の状況(指標)を、監査委員の審議や議会への報告並びに市民への分かりやすい財政状況を公表(開示)することで、市行政の透明性の確保と説明責任を果たすことにより、市民生活の安心・安定につなげる。					
令和4年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以上 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下						
令和5年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以上 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下						
令和6年度	高い水準の健全財政基盤の確立に向けて、市債と基金の指標を重視し、以下の指標基準を目標とする。 地方債現在高比率を200%以下 積立金現在高比率を50%以上 実質公債費比率5.8%以下 将来負担比率27.4%以下 実質赤字比率0%以下						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和元年度、令和2年度決算状況及び社会情勢の変化を中期財政計画の見直しに反映させ、また交付税措置の低い市債発行の抑制、各特定目的基金の適正な管理を行い、地方債現在高の縮減、積立金現在高の確保等に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	財政見通し対象期間中の地方債現在高比率、積立金現在高比率、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標について、中期財政計画策定時の当初見通しの見込みより良化した。
次年度以降の対応方針	次年度以降についても、各指標についての目標を定め、中期財政計画を見直し、それに基づいた適正な財政運営を行う。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年度決算状況及び社会情勢の変化を中期財政計画の見直しに反映させ、また交付税措置の低い市債発行の抑制、各特定目的基金の適正な管理を行い、地方債現在高の縮減、積立金現在高の確保等に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	財政見通し対象期間中の地方債現在高比率、積立金現在高比率、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標について、中期財政計画策定時の当初見通しの見込みより良化した。
次年度以降の対応方針	次年度以降についても、各指標についての目標を定め、中期財政計画を見直し、それに基づいた適正な財政運営を行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	中期財政計画の見直しにおいて、交付税措置の低い市債発行の抑制、各特定目的基金の適正な管理といった財政指標良化の取組の結果、中期財政計画当初策定時の見込みより指標を良化できた。ただし、新型コロナウイルス感染症対策としての国・県の財政支援の影響も大きくあることから、今後の国・県の動向に注意が必要である。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度決算状況及び社会情勢の変化を中期財政計画の見直しに反映させた。また、交付税措置の低い市債発行の抑制、各特定目的基金の適正な管理に加え、今後の財政状況に与える影響が特に大きい市庁舎整備事業について、財源の見直しを行い、地方債現在高の縮減、積立金現在高の確保等に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	財政見通し対象期間中の地方債現在高比率、積立金現在高比率、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標について、中期財政計画策定時の当初見通しの見込みより良化した。
次年度以降の対応方針	次年度以降についても、各指標についての目標を定め、中期財政計画を見直す。特に今後は大型施設整備事業が続くため、財政運営への影響を見極め、適正な財政運営を継続できるよう努める。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度決算状況や社会情勢の変化を中期財政計画の見直しに反映させた。また、交付税措置の低い市債発行の抑制、各特定目的基金の適正な管理を行い、地方債現在高の縮減、積立金現在高の確保等に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	財政見通し対象期間中の地方債現在高比率、積立金現在高比率、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標について、中期財政計画策定時の当初見通しの見込みより良化した。
次年度以降の対応方針	中期財政計画の計画期間が令和6年度までであることから、次期行政経営改革指針及び実施計画の内容を踏まえ、今後の大型施設整備事業や社会情勢の変化等の財政運営への影響を見極め、適正な財政運営を継続できるよう、次期中期財政計画の策定を行う。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

体系・項目番号

2-(1)-②

行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目		統一的な基準による財務書類の作成と有効活用				
推進課		財政課		実施課		各課
目的		財務書類を作成・分析することにより、市の財務状況の見える化を進めるとともに、事業・施策のありかた検討や予算編成等への活用を目指すため。				
取組内容		総務省より示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、財務書類の作成を行うとともに、他団体との比較や資産・債務管理などによる中長期的な視点にたった財務書類の分析を行い、予算編成等への活用に向けた取組を進める。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財務書類の作成・公表						
決算分析の実施						
活用方法の検討・実施						
目標		効果				
令和2・3年度	統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施。また、分かりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。	【市の効果】 フロー面だけでなくストック面も含めた市の財務状況を、標準的な会計区分である一般会計等のみならず、公営企業まで含めた全体会計ベースや、さらに関連団体まで含めた連結会計ベースで明らかにすることで、法定決算書だけでは見えない財務状況の現状や課題を明らかにすることができる。 【市民の効果】 地方公共団体特有の決算書類だけでなく、民間企業の会計方式に準じた財務書類をあわせて見ることで、市の財務状態をより詳しく把握することができる。また、固定資産台帳の閲覧が可能となることで、市の資産状況について詳細に把握することができる。				
令和4年度	統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、分かりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。					
令和5年度	統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、分かりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。					
令和6年度	統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、分かりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用を実施する。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	統一的な基準による財務書類、概要資料を作成し、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進めた。	
評価 理由及び課題	A	令和2年度及び令和3年度の目標については達成した。具体的な活用については、どのような事業や業務に活用するかについて、さらなる検討を要する。
次年度以降の対応方針	今後も財務書類、概要資料の作成・公表、分析を実施し、活用について検討を行う。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	統一的な基準による財務書類、概要資料を作成し、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討している。	
評価 理由及び課題	B	令和4年度では活用を中心に検討を進める予定であったが、固定資産台帳の更新に時間を要したことから、財務諸表の作成が大きく遅れ、作成の早期化に至らず、活用までに至らなかった。
次年度以降の対応方針	固定資産台帳の作成については、本年度の課題を積み上げ、次年度実施に際して、担当課である管財契約課と事前協議を行い、同様のミスが生じないような体制づくりを行う。活用に向けては特に固定資産台帳の細分化が必要となることから、国の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」等を活用しながら、活用に向けての方向性を関係課と連携し進めていく。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	財務諸表の公表・分析については、問題なく進められている。ただ、毎年の課題である活用については、大きな進展がないのが現状である。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年度決算について、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。また、令和4年度決算について、統一的な基準による財務書類、概要資料を作成し、他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討している。昨年度に課題となっていた固定資産台帳の更新については、誤りの多かった部分について整備担当である管財契約課と協議を行い、更新整備の精緻化に努めた。	
評価 理由及び課題	B	令和4年度末にはセグメント分析への活用を想定し、本市に2館ある図書館について、施設別財務諸表の作成を行ったが、行政改革担当所属や図書館担当所属との連携はできておらず、試験的な作成に留まり活用には至らなかった。
次年度以降の対応方針	固定資産台帳の更新については、昨年度の課題に対応したものの、本年度に新たな課題が生じたため、継続して管財契約課と協議を行い、精緻化に努めていく。また、活用については、まず、活用が可能である具体的な本市の課題を見つける必要があると考えられるため、行政改革担当課等と連携し、活用の可能性を探っていく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度決算について、一般会計・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。また、令和5年度決算について、統一的な基準による財務書類、概要資料の作成、財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けた検討を進めている。	
評価 理由及び課題	C	行政改革担当課等と連携し、公認会計士によるアドバイス事業等を活用して固定資産台帳における課題整理や公会計の活用に向けた検討を行っているものの、具体的な活用には至っていない。
次年度以降の対応方針	公認会計士によるアドバイスや公会計分析等を踏まえ、公会計の活用に向けた固定資産台帳の見直し等を行い、具体的な活用の検討を進める。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

体系・項目番号

2-(1)-③

行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目		税等の収納率の向上				
推進課		収納課		実施課		収納課
目的		市民サービスに必要な財源を確保するため。				
取組内容		公平公正な収納を推進するため、窓口での折衝の機会や納付相談を受ける際に、現年分を優先して納付し滞納繰越になるものを減らしていく。納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などに取り組む。 また、滞納公債権については財産調査や差押え等の滞納処分を実施し、歳入を確保する。				
主な実施内容						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納付相談						
滞納処分						
クレジットカード決済導入						
QRコード決済導入						
目標		効果				
令和2・3年度	・窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る ・徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る ・クレジットカード決済導入	【市の効果】 公平公正な徴収に努め、市税等の確実な納付、納期限内の納付及び滞納にならないよう現年度納付の推進に取り組み、歳入の根幹である市税の徴収により市事業の財源の確保を図る。				
令和4年度	・窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る ・徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る ・QRコード決済導入	【市民の効果】 公正な納付の実現により、市民が公平感を得られ、市民の行政への信頼感・安心感が向上する。 また、クレジットカード決済の導入といった納付方法の拡充により納税者の利便性が向上する。 QRコード決済の導入により、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、全国の金融機関窓口での納付が可能となり、市外・県外の納税者にとっても速やかに自主納付を行う環境を整えることが出来た。				
令和5年度	・窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る ・徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る					
令和6年度	・窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る ・徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入を確保した。また、新たな納付方法として、令和3年10月からクレジットカード決済を導入した。また、スマートフォン決済のアプリを2つ追加しました。	
評価 理由及び課題	B	新型コロナウイルス感染症による地方税の徴収猶予の特例の影響もあり、令和2年度は前年度と比して収納額は減少した。令和3年度は徴収猶予が終わり平年並みの徴収率となっている。引き続き歳入確保に取り組んでいく。
次年度以降の対応方針	納付相談により、納税者の納付意識の向上に取り組むとともに、引き続き訪問徴収や定期的な催告の発送を行い、市民サービスに必要な財源の確保に努める。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入確保に努めました。また、地方税お支払いサイトにおいて令和5年4月から市税の一部(固定資産税、軽自動車税)にQRコード決済(クレジットカード納付、スマホ決済アプリ)ができるよう準備に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	公平公正な徴収と未収金の縮減に努め、歳入確保に取り組んだ。現年度分については収納率は前年度より増加した。滞納繰越分については、新型コロナウイルス感染症による地方税の徴収猶予の特例が終了したため、令和3年度の収納率は跳ね上がったが、令和4年度の収納率は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱い前の収納率を上回った。
次年度以降の対応方針	地方税お支払いサイトが市県民税で利用できるようになれば、市で設定しているクレジットカード決済については整理していく必要がある。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	クレジットカード決済や地方税お支払いサイトの整備など、市民が納税する選択肢を増やすことができた。クレジットカード決済やスマホ決済については、納付割合が増えている状況である。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入確保に努めた。	
評価 理由及び課題	B	公平公正な徴収と未収金の縮減に努め、歳入確保に取り組んだ。収納率は現年度分は平年並み、納繰越分は平年を下回る見込み。
次年度以降の対応方針	公平公正な徴収と未収金の縮減に努め、歳入確保に取り組む。市県民税のQRコード決済が出来るように準備を進める。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入確保に努めた。	
評価 理由及び課題	B	公平公正な徴収と未収金の縮減に努め、歳入確保に取り組んだ。 収納率は現年度分は平年並み、納繰越分は昨年度を上回るが平年を下回る見込み。
次年度以降の対応方針	公平公正な徴収と未収金の縮減に努め、歳入確保に取り組む。 令和7年度に市県民税のQRコード決済の運用を開始する。	
備考欄	前年度同月収納率比 令和6年11月末収納率 現年度分 72.02% (－0.72%) 滞納繰越分 15.24% (＋3.79%)	

- 各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
- (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
- (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-③			
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
具体的取組項目		税等の収納率の向上					
推進課		保険年金課		実施課		保険年金課	
目的		負担の公平・公正に努め、税等の収納率向上に努めるため。					
取組内容		市税や各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平、公正の観点からも収納率の向上に努める。訪問徴収や、きめ細かな納付相談、口座振替納付の推進に努め、徴収困難な公債権は関係課と連携し滞納処分などの対策を講じる。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
国民健康保険料の収納率向上							
後期高齢者医療保険料の収納率向上							
目標			効果				
令和2・3年度	(国民健康保険) ・当初賦課時や資格異動届出時に口座振替納付の推進を図る。 ・督促状や定期的な催告書を送付し納付への意識喚起を図り滞納解消につなげる。 ・徴収員による訪問徴収、きめ細かな納付相談(分納相談等)を実施し収納率の向上を図る。 (後期高齢者医療保険) ・年齢到達時や納付方法変更時に口座振替納付の推進を図る。 ・納付忘れと思われる者へ納付書を再送付し、納付につなげる。 ・督促状や定期的な催告書を送付し納付への意識喚起を図り滞納解消につなげる。 ・徴収員による訪問徴収、きめ細かな納付相談(分納相談等)を実施し収納率の向上を図る。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%		【市の効果】 適正な収納に努めることにより財源の確保につながり、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計の安定的な運営に寄与できる。 【市民の効果】 きめ細かな対応、周知により、制度への理解が得られ公平・公正な収納につながる。				
令和4年度	・上記目標は継続して実施する。 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%						
令和5年度	・上記目標は継続して実施する。 ・適正な賦課のための申告勧奨、財産調査の強化 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%						
令和6年度	・上記目標は継続して実施する。 ・適正な賦課のための申告勧奨、財産調査の強化 (目標収納率) 国民健康保険料 現年 95% 後期高齢者医療保険料 現年99.7%						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	収納率の向上を目標に、納付方法が変更となる被保険者への周知徹底や、督促状・催告書の定期的な送付によって収納の確保に繋げた。また、納付忘れと思われる場合は納付書の再送付や訪問による徴収を実施した。滞納解消に向けた納付相談や個別訪問徴収等きめ細かく実施し、収納を確保した。	
評価 理由及び課題	B	令和2年度現年度国民健康保険料収納率96.04%、後期高齢者保険料収納率99.69%であり、目標収納率を概ね達成している。令和3年度においては、現年度国民健康保険料収納率96.4%であり目標収納率を達成しているが、後期高齢者保険料の収納率99.6%であり、目標値を0.1%下回った。
次年度以降の対応方針	前年度と同様にきめ細かな対応、周知頻度の増加、納付相談等を実施することで、目標収納率の達成及び収納率の向上を目指す。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	目標収納率の達成を目指し、前年度に引き続き、納付方法が変更となる被保険者への周知徹底や、催告書の定期的な送付によって収納の確保に繋げた。納付忘れと思われる場合は納付書の再送付や訪問による徴収を実施した。	
評価 理由及び課題	B	直近での収納率については、現年分国民健康保険料は前年度同時期と比較すると0.39%増加している。後期高齢者医療保険料では前年度同時期と比較すると0.03%減少しており、目標数値をわずかに下回る。
次年度以降の対応方針	未納への対応を継続的に行う。周知頻度の増加、納付相談等に加え、保険料賦課を適正に行うための申告の勧奨や財産調査等を実施することで、目標収納率の達成及び収納率の向上を目指す。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	収納率の向上を目標に、未納についての周知を重点的に行った。RPAを導入することで催告書送付の頻度を高めることやスピード化を図ることができ、未納額が膨大になる前に未納を解消し、納付相談に繋げることができた。滞納額が大きく、納付相談等にも応じていない者が一定数存在することを把握しており、関係課と連携しながら滞納者への対応の強化が必要である。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	国民健康保険料については収納率の維持及び向上、後期高齢者医療保険料については目標値の達成を目指し、継続的に居所調査や財産調査を実施する必要がある。	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	目標収納率の達成を目指し、継続的な取り組みを行った。納付方法が変更となる被保険者への周知徹底や、催告書の定期的な送付、納付忘れと思われる場合は納付書の再送付や訪問による徴収を実施した。また、適正な賦課を行うため、未申告者への申告勧奨を適時行った。	
評価 理由及び課題	B	直近での収納率については、現年分国民健康保険料は前年度同時期と比較すると0.77%の減少、後期高齢者医療保険料では前年度同時期と比較すると0.05%減少となっており、目標数値をやや下回る。
次年度以降の対応方針	未納への対応を継続的に行う。未納の周知頻度の増加、納付相談等に加え、保険料賦課を適正に行うための申告の勧奨や財産調査等を実施することで、目標収納率の達成及び収納率の向上を目指す。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	催告書の定期的な発送、納付忘れを防止するための口座振替の勧奨や納付書の再送付、訪問徴収等を継続的に行った。また、適正な賦課を行うため、未申告者への申告勧奨を適時行った。	
評価 理由及び課題	A	直近の現年分収納率を前年度同時期の収納率と比較して評価を行った。国民健康保険料収納率は前年度同時期と比較すると0.59%、後期高齢者医療保険料収納率は前年度同時期と比較すると0.12%上回っており、年度目標を達成する見込みである。
次年度以降の対応方針	催告書等発送業務を一定期間行ったことで、収納に繋がるケースとそうでないケースの分析が出来たので、収納に繋がりがやすいケースについては継続的な催告書等の発送、訪問徴収、必要に応じて納付相談を行う。収納に繋がらないケースについては訪問徴収の強化や財産調査等を行い、関係課と連携しながら収納率の向上を目指す。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-③			
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
具体的取組項目		税等の収納率の向上					
推進課		介護保険課		実施課		介護保険課	
目的		介護保険事業の健全な財政運営と負担の公平性を図るため。					
取組内容		介護保険料は、介護保険事業の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性の向上を図るとともに、徴収困難な公債権は関係各課が連携して滞納処分など対策を講じる。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
口座振替の推奨							
督促状の送付							
催告書の送付							
納付困難者への対応							
目標		効果					
令和2・3年度	・当初賦課、年齢到達や転入、特別徴収から普通徴収への切替時に口座振替用紙を郵送し、推奨を図る。 ・督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図る。 ・生活困窮による滞納者に対して、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行う。 上記取組により、前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。 収納率99.59%(令和2年度) 99.60%(令和3年度)	【市の効果】 介護保険料の収納率向上は、介護保険事業の健全な財政運用と負担の公平性を図る上で重要であり、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。 【市民の効果】 高齢者の増加に伴い、より一層の財源確保が必要となることから、介護保険制度の維持に寄与する。					
令和4年度	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。 収納率99.61%						
令和5年度	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。 収納率99.62%						
令和6年度	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。 収納率99.63%						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	年齢到達や転入等で新たに賦課をする際、口座振替の推奨を図るため、案内文を見直した。また、督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図った。その他、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行った。	
評価 理由及び課題	A	令和2年度と比較し、0.04%収納率(99.62%→99.66%)が向上した。収納率の向上を図るため、継続し、上記内容に取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行うことや、未納者に対して、督促状や催告書を送付し、納付や分納誓約を促す。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	当初賦課決定通知書や納付明細書が、よりわかりやすいよう説明書を作成した。また、口座振替の推奨を図るため、昨年度に引き続き、年齢到達や転入等で新たに賦課する際の口座振替案内文の送付や、滞納者への納付意識の向上を図るため、督促状や催告書の送付している。その他、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行っている。	
評価 理由及び課題	B	前年同月比較において、0.04%収納率が減少した。収納率の向上を図るため、丁寧な賦課説明や納付相談、未納者への督促状や催告書の送付を継続して取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行うことや、未納者に対して、督促状や催告書を送付し、納付や分納誓約を促す。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	収納率が継続して向上している状況下、令和3年度の取り組みとして、口座振替の推奨のため、案内文及び、保険料パンフレットの見直しを行った。令和4年度では、丁寧な賦課説明を行うため、当初賦課時の賦課説明文書の見直しを行った。令和4年12月末時点での前年比較で収納率が減少しているが、未納者に対する督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図ること、その他、自主納付につながる納付相談(減免制度や分割納付相談)などの取り組みにより、収納率の向上を図っていく。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	口座振替の推奨を図るため、昨年度に引き続き、年齢到達や転入等で新たに賦課する際の口座振替案内文の送付や、滞納者への納付意識の向上を図るため、督促状や催告書の送付している。その他、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行っている。	
評価 理由及び課題	B	前年同月比較において、0.18%収納率が減少した。収納率の向上を図るため、丁寧な賦課説明や納付相談、未納者への督促状や催告書の送付を継続して取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行うことや、未納者に対して、督促状や催告書を送付し、納付や分納誓約を促す。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	普通徴収の納付率向上を図るため、年齢到達や転入等で新たに賦課する際に、口座振替案内を送付している。また、滞納者の納付意識向上を図るため、督促状や催告書を送付している。その他、減免制度や分割納付などの相談を受けている。	
評価 理由及び課題	A	収納率向上に向けた取り組みの結果、普通徴収の前年同月比での収納率は1.69%増加した。これにより、最終的な収納率は前年度より増加する見込み。引き続き丁寧な賦課説明や納付相談、未納者への督促状や催告書の送付に取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行う。未納者に対しては督促状や催告書を送付し、納付や分納誓約を促す。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		2-(1)-③						
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”									
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組									
具体的取組項目		税等の収納率の向上									
推進課		幼児課		実施課		幼児課					
目的		税等の負担の公平性・公正性を確保するため。									
取組内容		市税や各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性を図るとともに、徴収困難な公債権は関係各課が連携して滞納処分など対策を講じる。									
主な実施内容		実施スケジュール									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
保育料の徴収率の向上											
目標		効果									
令和2・3年度		保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)					【市の効果】 市税及び各種料金の徴収率を向上することで、行政運営の根幹となる財源収入が確保される。 【市民の効果】 納付相談や口座振替納付の推進等、徴収への利便性を図ることで、税等の負担の公平・公正性が確保される。				
令和4年度		保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)									
令和5年度		保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)									
令和6年度		保育料徴収率の向上 現年分99.5%を目指す (R1年度徴収率99.4%)									

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2・3年度の未収対策については、公平公正な徴収体制に取り組み、期限内納付の意識を高めるとともに、期限内納付がない場合においては毎月の督促状の発送や園(所)での声掛け、催告を実施し徴収率向上に努めた。	
評価 理由及び課題	A	徴収率は令和2年度99.61%、令和3年度99.69%と目標設定した数値を上回っている。ただし未納額が発生しており、引き続き督促状の発送等を行い、徴収率の向上に努める。
次年度以降の対応方針	引き続き未収対策を行うほか、過年度の滞納分においても催告を通知し納付を促し、徴収を図る。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度の未収対策については、公平公正な徴収体制に取り組み、期限内納付の意識を高めるとともに、期限内納付がない場合においては毎月の督促状の発送や園(所)での声掛け、催告を実施し徴収率向上に努めた。	
評価 理由及び課題	A	徴収率は保育料システムの数値で、12月末現在99.56%と目標設定した数値を上回っている。ただし未納額が発生しており、引き続き督促状の発送等を行い、徴収率の向上に努める。
次年度以降の対応方針	引き続き未収対策を行うほか、過年度の滞納分においても催告を通知し納付を促し、徴収を図る。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	令和2年度、令和3年度ともに目標設定を上回る数値となっている。期限内納付がない場合に行った督促状の発送や園(所)での声掛け等の実施を行った結果であると考えられる。令和4年度についても、12月末現在目標設定値を上回っているため、現状を維持し、さらなる収納率の向上に努める。しかし、督促状の発送等を行ってはいないが、少なからず未納者はいる状態である。今後も税等の負担の公平・公正性が確保されるよう、収納率の向上に努める必要がある。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度現年分の未収対策については、公平公正な徴収体制に取り組み、期限内納付の意識を高めるとともに、期限内納付がない場合においては毎月の督促状の発送や園(所)での声掛けを実施し徴収率向上に努めた。また昨年度督促状の発送については、郵送にて対応していたが、今年度より現年分の未収対策を重視していることから、在籍施設より保護者に直接配布するよう対応を変更し、未納である意識を持つよう努めた。	
評価 理由及び課題	A	令和5年度現年分の徴収率は保育料システムの数値で、12月末現在99.08%と目標設定した数値を下回っているが、保育料を算定する際に市民税所得割額により保育料を決定しており、12月末現在2名未申告であることから最高額での仮決定を行っている。その2名を除けば、99.64%と目標設定した数値を例年より上回っている。引き続き未申告である者については公平公正な保育料の決定を行えるよう声掛け等を行い、未納者については督促状の発送等を行い、徴収率の向上に努める。
次年度以降の対応方針	現年分については引き続き未収対策を行うほか、過年度分の滞納分においても催告を通知し納付を促し、徴収を図る。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和6年度現年分の未収対策については、公平公正な徴収体制に取り組み、期限内納付の意識を高めるとともに、期限内納付がない場合においては毎月の督促状の発送や園(所)での声掛けを実施し徴収率向上に努めた。また昨年度より現年分の未収対策を重視していることから、昨年度に引き続き督促状等の未納に関する通知は、在籍施設より保護者に直接配布するなど、保護者に未納であることを認識できるよう対応した。	
評価 理由及び課題	A	徴収率は保育料システムの数値で、12月末現在99.57%と目標設定した数値を上回っている。ただし未納額が発生しており、引き続き督促状の発送等を行い、徴収率の向上に努める。
次年度以降の対応方針	現年分については引き続き未収対策を行うほか、過年度分の滞納分においても催告を通知し納付を促し、徴収を図る。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-③							
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”									
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組									
具体的取組項目		税等の収納率の向上									
推進課		市営住宅課		実施課		市営住宅課					
目的		住宅使用料の負担の公平・公正性を確保するため。									
取組内容		各種料金は行政運営の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性の向上を図るとともに、徴収困難な債権は関係各課と連携して対策を講じる。									
主な実施内容		実施スケジュール									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
催告書や来庁依頼書の強化											
目標		効果									
令和2・3年度		住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率88. 8%を目指す。(令和元年度 現年度収納率88. 44%) 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。					【市の効果】 催告書の発送などさらなる徴収強化の取組を行い、悪質滞納者についても分割納付誓約を取り付けるなどし、不納欠損額の減少に繋げる。滞納家賃の回収により未収額の縮減を図ることができる。 【市民の効果】 税等の負担の公平・公正性が確保される。				
令和4年度		住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89. 0%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。									
令和5年度		住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89. 2%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。									
令和6年度		住宅使用料の収納率の向上 現年分収納率89. 4%を目指す。 催告書の発送、分割納付誓約の取付を行う。									

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	催告書や来庁依頼書送付を定期的に行い、納付勧奨を行った結果、誠意のなかった滞納者に対して分割納付誓約を取り付け、収納率の向上につなげることができた。	
評価 理由及び課題	A	令和2年度住宅使用料現年分収納率 90.80%(目標達成・収納率+2.00%) 令和3年度住宅使用料現年分収納率 91.77%(目標達成・収納率+2.97%) 何れも目標設定した数値を上回っている。
次年度以降の対応方針	催告書や来庁依頼書送付の更なる徹底強化を行い、滞納者への納付勧奨を行うなど徴収強化の取り組みを行う。また、長期にわたって納付誓約に応じない滞納者に対して、納付誓約の取り付けに向けて、徴収強化を行う。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	催告書や来庁依頼書を定期的に発送し、納付勧奨を行う。滞納者に対しては分割納付誓約を取り付け、収納率の向上を目指す。	
評価 理由及び課題	A	令和4年度住宅使用料現年分収納率 89.86%(目標達成・収納率+0.86%) 目標設定した数値を上回っている。
次年度以降の対応方針	引き続き催告書や来庁依頼書送付の更なる徹底強化を行い、滞納者への納付勧奨を行うなど徴収強化の取り組みを行う。また、長期にわたって納付誓約に応じない滞納者に対して、納付誓約の取り付けに向けて、徴収強化を行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	令和2・3年度については、催告書や来庁依頼書送付を定期的に行い、納付勧奨を行った結果、誠意のなかった滞納者に対して分割納付誓約を取り付け、収納率の向上につなげることができた。令和4年度も、催告書や来庁依頼書送付を定期的に行い、納付勧奨をし、徴収強化に取り組んだ。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	催告書や来庁依頼書を定期的に発送し、納付勧奨を行う。滞納者に対しては分割納付誓約を取り付け、収納率の向上を目指す。	
評価 理由及び課題	A	令和5年度住宅使用料現年分収納率 89.87%(目標達成・収納率+0.67%) 目標設定した数値を上回っている。
次年度以降の対応方針	引き続き催告書や来庁依頼書送付の更なる徹底強化を行い、滞納者への納付勧奨を行うなど徴収強化の取り組みを行う。また、長期にわたって納付誓約に応じない滞納者に対して、納付誓約の取り付けに向けて、徴収強化を行う。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	催告書や来庁依頼書を定期的に発送し、納付勧奨を行う。滞納者に対しては分割納付誓約を取り付け、収納率の向上を目指す。	
評価 理由及び課題	A	今後も収納率の向上の取り組みを継続する。 (令和6年12月末現在 住宅使用料現年分収納率 62.99% 前年度同月比+1.76% 令和6年度住宅使用料現年分収納率 90.00%見込み)
次年度以降の対応方針	引き続き催告書や来庁依頼書送付の更なる徹底強化を行い、滞納者への納付勧奨を行うなど徴収強化の取り組みを行う。また、長期にわたって納付誓約に応じない滞納者に対して、納付誓約の取り付けに向けて、徴収強化を行う。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-④			
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
具体的取組項目		使用料・手数料等の見直し					
推進課		行政改革課		実施課		各課	
目的		市民間の受益と負担の公平性を確保するため。					
取組内容		使用料、手数料などの受益者負担金については、サービスに要するコスト縮減を図るための継続的な改善に努めるとともに受益者負担の公平性・公正性を確保するため定期的な見直しを行う。また、消費税増税等の社会情勢の変化に合わせ、適宜見直しの実施を行う。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
新規使用料の設定及び変更など							
統一的な基準と、施設の目的に応じた公会計と連動する使用料、利用料の見直し							
目標		効果					
令和2・3年度	「受益者負担の基本的な考え方(平成24年度改訂)」について時代に合わせた最新の状態へ見直しの検討。統一的な基準と、施設の目的に応じた公会計と連動する使用料、利用料の見直しを行うため、財政部局と協議を進めながら手法の研究を行う。	【市の効果】 公会計との連動や、受益者負担金の考え方に基づき、使用料、手数料を設定しなおすことでサービスに要するコスト縮減を図り、市の財源確保に資する。 【市民の効果】 公会計との連動や、受益者負担の考え方に基づき、使用料、手数料を設定することで施設の利用者とそれ以外の方の間で公平性・公正性を確保することができる。					
令和4年度	「受益者負担の基本的な考え方」について、検討した見直し内容を元に素案の策定を行う。加えて、現在までの受益者負担の根拠資料を作成する。						
令和5年度	「受益者負担の基本的な考え方」について策定・更新と公会計と連動した使用料、手数料に係る指針の周知に努める。						
令和6年度	「受益者負担の基本的な考え方」、公会計と連動した使用料、手数料に係る新たな指針を用いて変更を行うための手続きを進める。また、財政効果について検証する。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	各施設所管課にて見直し検討を実施した結果、一部スポーツ施設において使用料・利用料の見直しが行えたが、統一的な基準や公会計と連動する効果的な見直しまでには至らなかった。	
評価 理由及び課題	B	財政部局と協議のうえ、公会計と連動した見直しを推進していく必要がある。
次年度以降の対応方針	施設計画、施設サービスの在り方、受益者負担および社会情勢をみて、「受益者負担の基本的な考え方」の検討を総合的に進めていく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	「受益者負担の基本的な考え方」について調査・研究を行った。調査の中で、見直しを行うための根拠資料(各施設の公費負担割合、市歳出のうち受益者負担割合、各施設の受益者負担額の最新化資料、等)が不足していたことから、素案策定の前に、現状の受益者負担についての評価が必要と判断し、評価資料の取りまとめを本年度中に実施する予定である。	
評価 理由及び課題	B	受益者負担の現状把握に日数を割いているため、進捗状況はやや遅れている。適切な受益者負担の状況把握を実施したうえで、次年度以降、目標達成に向けて推進する。
次年度以降の対応方針	令和5年度に、現状把握の結果をうけた受益者負担の見直し方針の確立と、周知を併せて実施する。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	受益者負担の考え方について、内容の精査や他市状況を調査した。その結果、細かな修正点や、社会情勢に沿った方針の変更など部分的な修正が必要であると判明したものの、基本的な考え方自体は、現考え方を踏襲しながら進めることができると判断した。また、考え方を示すだけでは見直しの必要性が伝わらないと考えたことから、現在の受益者負担の状況についてのエビデンス資料を添付することとし、その資料作成方法について他市状況等の調査した。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	引き続き、「受益者負担の基本的な考え方」の見直し案作成の検討をしている。	
評価 理由及び課題	B	受益者負担の現状把握に日数を割いているため、進捗状況はやや遅れている。適切な受益者負担の状況把握を実施したうえで、次年度以降、目標達成に向けて推進する。
次年度以降の対応方針	「受益者負担の基本的な考え方」の見直し案を作成し、公会計と連動した使用料、手数料に係る新たな指針の周知に努める。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	「受益者負担の基本的な考え方」の見直しに向けて、使用料、手数料の現状把握に取り組んだ。使用料の算定方法について、総務省が実施している「経営・財務マネジメント強化事業」を活用して、アドバイザー(公認会計士)に相談をしながら、適切な算定方法等の研究を進めることができた。	
評価 理由及び課題	B	使用料の算定方法等の研究を進めることができたが、「受益者負担の基本的な考え方」の見直し案の作成にはいたっていない。次年度以降、見直し案の作成に取り組む。
次年度以降の対応方針	近年、使用料等の見直しを実施した自治体を参考にしながら、「受益者負担の基本的な考え方」の見直し案を作成する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-⑤							
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”									
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組									
具体的取組項目		広告事業・ふるさと納税制度の推進									
推進課		管財契約課		実施課		各課					
目的		自主財源を確保し、より安定した公共サービスの提供につなげるため。									
取組内容		広告事業は引き続き積極的な営業活動を行い、発行物・ホームページ・看板のほか、様々な媒体の活用を研究し、広告事業のさらなる拡大を図る。									
主な実施内容		実施スケジュール									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
広告掲載の営業活動											
デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討											
目標		効果									
令和2・3年度		・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討		【市の効果】 これまでの広報紙や市ホームページ等による広告掲載だけでなく、新庁舎建設に伴い大型画面によるデジタルサイネージシステムの採用を検討しており、多数の事業所より広告掲載の収益を見込める。							
令和4年度		・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討		【市民の効果】 デジタルサイネージシステム採用の場合、大画面の広告となり来庁者が認識しやすくなる。							
令和5年度		・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討									
令和6年度		・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討									
				効果額 52,355,000 円							

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度の広告収入8,784,880円に対し、令和3年度は3月末最終で10,252,290円となり、約146万円の収入増となった。デジタルサイネージシステムの採用については、情報収集に努めており、新たな広告媒体の検討をしている。	
評価 理由及び課題	A	令和3年度は自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、主に広報紙広告および公用車広告の収入が増加した。
次年度以降の対応方針	広告収入の営業活動を幅広く拡大して、収入の増加を図る。 デジタルサイネージシステムの採用を検討していくため、継続して情報収集を図る。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年度の広告収入10,252,290円に対し、令和4年度は10,279,700円の見込みで、収入は微増となる見込みである。デジタルサイネージシステムの採用については、参考となる情報の収集ができた。	
評価 理由及び課題	A	令和4年度は自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、公用車広告の収入が増加した。
次年度以降の対応方針	公共施設や他部署における資産活用も含めて広告事業の拡大展開を模索し新たな収入源が確保できるように検討していく。 新庁舎の実施設設計の中でデジタルサイネージシステムの採用を検討していくため、継続して情報収集を図る。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	自主財源確保推進員が市関係課と連携し、積極的且つ円滑な営業活動を遂行したことで収入増加に繋がる成果があった。 デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体を検討していくため、幅広く情報収集をすることができた。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度の広告収入10,401,840円に対し、令和5年度は10,104,370円の見込みで、収入は減少となる見込みである。デジタルサイネージシステムの採用については、情報収集を含め検討を継続している。	
評価 理由及び課題	A	令和5年度の全体の広告収入は前年度に比べ減少したものの、自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、市ホームページ広告の収入が増加した。
次年度以降の対応方針	公共施設や他部署における資産活用も含めて広告事業の拡大展開を模索し新たな収入源が確保できるように検討していく。 デジタルサイネージシステムの採用は情報収集を図り検討していく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度の広告収入10,135,840円に対し、令和6年度は10,071,240円の見込みで、収入は減少となる見込みである。新庁舎のデジタルサイネージシステムの採用については、情報収集を含め検討を継続している。	
評価 理由及び課題	A	令和6年度の全体の広告収入は前年度に比べ減少したものの、自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、駅連絡通路壁面広告の収入は増加した。
次年度以降の対応方針	公共施設や他部署における資産活用も含めて広告事業の拡大展開を模索し新たな収入源が確保できるように検討していく。 デジタルサイネージシステムの採用は情報収集を図り検討していく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		2-(1)-⑤	
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組				
具体的取組項目		広告事業・ふるさと納税制度の推進				
推進課		魅力発信課		実施課		各課
目的		自主財源を充実し、より安定した公共サービスの提供につなげるため。				
取組内容		ふるさと納税制度は、謝礼品を充実し、さらなる寄附の周知や利便性の向上を図る。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふるさと応援寄附推進事業 (謝礼品の充実、地場産品PR等)						
目標		効果				
令和2・3年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。	【市の効果】 令和元年6月にふるさと納税制度の地場産品基準が法制化されたが、まだまだ不安定な制度設計であるため、寄附金収入に財源を依存することはできない。しかし、制度が存続している間はふるさと納税寄附金により、市の各種事業に財源充当ができ市民サービスの向上につながる。 【市民の効果】 ふるさと納税寄附の謝礼品は、総務省告示の地場産品基準に基づいて掲載していることから、市内で生産・加工された地場産品を取り扱っており、市内事業者や生産者への発注が増え新たな販路としても期待でき、地域の活性化に寄与する。 また、自主財源の充実により、住民ニーズに根ざした各種事業や行政サービスを提供することが見込める。				
令和4年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。					
令和5年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。					
令和6年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	<令和2年度>: 謝礼品登録数: 455件、寄附件数: 101,527件 <令和3年度>: 謝礼品登録数: 576件、寄附件数: 131,550件	
評価 理由及び課題	A	謝礼品を126件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市ガイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	<令和4年度>: 謝礼品登録数: 677件、寄附件数: 155,970件	
評価 理由及び課題	A	謝礼品を112件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市ガイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	ふるさと納税の健全な推進により、寄附額が増加し、本市自主財源の充実に寄与することができている。また、本市を応援していただけるファンづくりに取り組むことで、これまで、寄附件数及び寄附金額ともに増加しており、本市の認知度及び地場産品のブランド力の向上、市内産業の振興も含め、地域循環型による地域活性化を図ることができている。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	<令和5年度>: 謝礼品登録数: 919件、寄附件数: 161,464件(令和5年12月末時点)	
評価 理由及び課題	A	謝礼品を319件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市ガイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	<令和6年度>: 謝礼品登録数: 1,085件、寄附件数: 174,446件(令和6年12月末時点)	
評価 理由及び課題	A	謝礼品を219件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市ガイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-⑥ 3-(4)-①		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4) 人的・物的資源の効果的配置				
具体的取組項目		公有財産の有効活用と処分				
推進課		管財契約課		実施課 管財契約課 行政改革課		
目的		歳入の確保及び維持管理費用の軽減を図るため。				
取組内容		行政改革課による個別施設計画等を基にした検討により【売却可能】と選定された財産を、土地整理できたものから順次売却する。 売却までに期間を要する財産や売却困難と位置付けられた財産は、貸付け等の手法により有効活用を図る。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売却可能財産の検討・選定						
利活用財産の検討・選定						
検討結果に基づく売却・活用						
目標		効果				
令和2・3年度	売却目標 ・旧金田コミュニティセンター跡地(金剛寺町323他) ・旧岡山小学校跡地(加茂町2477他)	【市の効果】 市有地売却による収入の確保が見込める。 普通財産の維持管理費用の低減により健全な財政運営に寄与できる。 財産売却収入は基金に積み立てた上で大型基盤整備事業に充当されるため、今後の大型整備実施の際の市債発行を抑制できる。				
令和4年度	検討結果による	財政効果額について ①旧金田コミュニティセンター跡地(金剛寺町323他) 売却見込価格 80,000,000円 ②旧岡山小学校跡地(加茂町2477他) 売却見込価格 157,920,000円 ①財産売却にかかる支出(評価額算定費用等) H27年～R1年の5か年平均額 3,827,627円 ①+②-①=234,092,373				
令和5年度	検討結果による					
令和6年度	検討結果による	【市民の効果】 市債発行の抑制による、将来世代の負担軽減。				
		効果額 234,092,373 円				

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度は、15筆売却し6,411,372円の売却収入、令和3年度は12月末現在で、12筆売却し、25,293,928円の売却収入となった。	
評価 理由及び課題	B	事業全体の目標である歳入確保及び維持管理費用の低減は、一定の基準で達成している部分はあるが、備考欄記載の事情等で売却できないケースを減らしていく必要がある。
次年度以降の対応方針	引き続き売却可能資産の売却を推進する。また、土地所管課との連携をより密に行い、行政施設跡地等が長期にわたり遊休地とならないように図る。	
備考欄	旧金田コミュニティセンター跡地…所管課による土地整理が完了しておらず、売却可能資産になっていない。 旧岡山小学校跡地…各所管課による活用方針の模索段階で、売却可能資産になっていない。	

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度は、12月末時点で7件売却し961,185円の売却収入となった。	
評価 理由及び課題	B	歳入確保及び維持管理費用の低減は、一定達成している部分はあるが、売却収入は大幅に減少している。備考欄記載の事情等があるものの売却可能資産となるように関係課と協議を行い早期に進めていく必要がある。
次年度以降の対応方針	引き続き売却可能資産の売却を推進する。また、土地所管課との連携をより密に行い、行政施設跡地等が長期にわたり遊休地とならないように図る。	
備考欄	旧金田コミュニティセンター跡地…所管課(まちづくり協働課)による土地整理が完了しておらず、売却可能資産になっていない。 旧桐原幼稚園、旧桐原コミュニティセンター跡地…跡地東側駐車場に係る境界確定及び不動産登記等の土地整理が令和4年度中に完了する予定であり、周辺市有地と合わせて令和5年度に普通財産として売却する方針としている。	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	市有地の売却については需要状況を鑑みて売却を行ってきており、各年度により売却実績の変動が大きい。今後も需要状況を鑑みた中で土地整理や売却処分を行っていく必要があるが、売却計画を立て安定的に売却を進めていく必要がある。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度は、12月末時点で8件売却し、6,164,256円の売却収入となった。	
評価 理由及び課題	B	市有地の売却については、地元協議をはじめ、地積測量や官民境界確定等、売却可能となるまでの土地整理にかなりの時間と労力が必要となる。
次年度以降の対応方針	引き続き、土地所管課との連携をより密に行い、売却可能となった時点で速やかに所管換えを行い、処分(売却)を推進していく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和6年度は、12月末時点で13件売却し、160,400,246円の売却収入となった。	
評価 理由及び課題	A	旧金田コミュニティセンター跡地をはじめ、事業残地や法定外公共物等、普通財産の売却を積極的に行い、昨年度より収入増となったが、土地整理や隣接者等との交渉にかなりの時間と労力を要する。
次年度以降の対応方針	引き続き、市有地の整理を行い、売却見込みの高そうなところから優先順位を決め、処分を進めていく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-⑥ 3-(4)-①		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4) 人的・物的資源の効果的配置				
具体的取組項目		公有財産の有効活用と処分				
推進課		市営住宅課		実施課 市営住宅課		
目的		住宅地区改良事業等により建設した改良住宅(2戸1)を入居者に譲渡し、持家化を推進することで、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高める。				
取組内容		令和2年3月に改定した近江八幡市改良住宅(2戸1)譲渡基本方針に基づき、引き続き譲渡処分を行う。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別訪問の実施						
改良住宅(2戸1)の譲渡 (空家住宅含む)						
目標		効果				
令和2・3年度	・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。	【市の効果】 改良住宅の譲渡を進めることで、市営住宅の維持管理にかかる経費が低減されるとともに持家化の推進を図る。 【市民の効果】 入居者に譲渡し、持家化を推進することで、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めることに寄与する。				
令和4年度	・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。					
令和5年度	・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・引き続き譲渡処分を進める。					
令和6年度	・譲渡戸数6戸/年間(空家住宅含む) ・近江八幡市改良住宅(2戸1)譲渡基本方針の中間見直しにかかる検討を行う。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市改良住宅譲渡基本方針に基づき、住民に対して改良住宅の譲渡の説明を根気よく行った。その結果、令和2年度は7件の譲渡契約を締結することができた。令和3年度は5件の譲渡契約の締結ができた。	
評価 理由及び課題	A	改良住宅が老朽化している中で、持家化については金銭面を含め様々な理由により、難色を示す方もいる中で、粘り強く交渉を行っている。
次年度以降の対応方針	様々な機会を通して、譲渡についての話を言い、粘り強く対応をする。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市改良住宅譲渡基本方針に基づき、住民に対して改良住宅の譲渡の説明を根気よく行った。その結果、令和4年度は8件の譲渡契約の締結を行う。	
評価 理由及び課題	A	改良住宅が老朽化している中で、持家化については金銭面を含め様々な理由により、難色を示す方もいる中で、粘り強く交渉を行っている。
次年度以降の対応方針	様々な機会を通して、譲渡についての話を言い、粘り強く対応をする。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	近江八幡市改良住宅譲渡基本方針に基づき、改良住宅の住民に対してあらゆる機会を通じて譲渡説明を根気よく行い、令和2年度から4年度の間に20件の譲渡契約を締結する予定である。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市改良住宅譲渡基本方針に基づき、住民に対して改良住宅の譲渡説明を根気よく丁寧に行った。その結果、令和5年度は8件の譲渡契約の締結を行った。	
評価 理由及び課題	A	持家化については金銭面を含め様々な理由により、難色を示す方もいる中で、粘り強く交渉を行っている。
次年度以降の対応方針	訪宅等の様々な機会を通して、譲渡についての話を言い、粘り強く対応をする。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市改良住宅譲渡基本方針に基づき、住民に対して改良住宅の譲渡説明を根気よく丁寧に行った。令和6年度は8件の譲渡契約の締結の見込みである。近江八幡市改良住宅(2戸1)譲渡基本方針の中間見直しにかかる検討については、現状有姿による譲渡方法について検討を行っている。	
評価 理由及び課題	A	入居者の高齢化や単身化等金銭面を含め様々な理由により、難色を示す方もいる中で、粘り強く交渉を行っている。
次年度以降の対応方針	訪宅等の様々な機会を通して、譲渡についての話を言い、粘り強く対応をする。	
備考欄		

- 各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

体系・項目番号

2-(1)-⑦
3-(4)-①

行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4) 人的・物的資源の効果的配置				
具体的取組項目		公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づくマネジメント				
推進課		行政改革課		実施課		各課(施設所管課)
目的		財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置を図るため。				
取組内容		公共施設等総合管理計画の方針に基づいた施設類型ごとの個別計画が策定完了したことから、対象期間の第1期となる平成29年から令和8年までの進捗管理を行う。毎年度、進捗の確認と3年に1度の見直しを適切に行い、中長期的な視点から、有効活用や統廃合及び長寿命化など、公共施設の効果的・効率的な管理運営を行う。また、財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置に資する公共施設の新たな活用方法の検討を行う。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別施設計画の進捗管理						
公共施設等総合管理計画、個別施設計画の見直しの実施						
公共施設の適正配置に係る検討						
公共施設の新たな活用に係る研究						
公共施設の新たな活用を行う推進体制、仕組みづくり						
目標		効果				
令和2・3年度	令和2年度は各施設所管課に進捗管理を行い、適切に計画が進められていることを確認する。令和3年度は新庁舎との関係性を考慮し、計画の見直しを実施する。	【市の効果】 市が所有する全施設を対象に、役割や機能を踏まえつつ課題(コスト、利用状況等)を抽出したうえで、公共施設の質と量の最適配置や長寿命化等の公共施設マネジメントを推し進めることができる。 また、公共施設の新たな活用方法を検討し、計画的に進めていくことで市の財産を有効活用できる。 【市民の効果】 限られた財源のなか、持続可能なまちづくりを実現しつつ、市民のニーズに対応した公共施設を利用したサービス提供を維持することができる。 また、今まで活用されていなかった施設も新たな活用方法や譲渡を含めた除却を検討し、計画的にマネジメントすることによって市民サービスの向上に繋がる。				
令和4年度	見直しを行った各施設の状況を元に、施設ごとの統合や廃止を考え、提案できるようマネジメントを行う。また、公共施設の新たな活用方法を検討するため、関係課と協議や先行事例の研究を行う。					
令和5年度	見直しを行った各施設の新庁舎供用開始後の状況を元に、さらなる施設ごとの統合や廃止を考え、提案できるようマネジメントを行う。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。					
令和6年度	令和4・5年度に行った公共施設のマネジメント内容を元に、各計画の見直しを実施し、公共施設の効果的・効率的な管理運営に繋げる。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	個別施設計画の進捗管理と共に、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の中間見直しを実施した。	
評価 理由及び課題	A	目標通り実施できた。
次年度以降の対応方針	令和8年度の削減目標に向けて、引き続き計画的に進めていく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	個別施設計画の進捗管理と共に、施設所管課管理職を対象に、公共施設等のマネジメントに関する研修会を実施し、また、施設活用等の方針検討に活かすために国が実施するサウンディング事業に参加した。	
評価 理由及び課題	A	目標通り実施できた。
次年度以降の対応方針	指定管理者制度の効率的な運用の検討を含め、引き続きサウンディングに参加する。併せて、施設の活用を含めたトータル的なマネジメントを具体的に推進できる体制を検討する。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	専門家の支援を受けながら公共施設等総合管理計画・個別施設計画の中間見直しを行ったことで、各施設所管課へのヒアリングや全庁的な研修会の実施、サウンディングへの参加等新たな視点でのマネジメントにシフトすることができた。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	個別施設計画の進捗管理と共に、公共施設の包括的な管理について先進地視察を行い本市での導入の可能性について研究した。また、施設活用等の方針検討に活かすために国が実施するサウンディング事業を活用した。	
評価 理由及び課題	B	公共施設の包括的な管理について視察し、本市での導入検討を始めるなど公共施設のマネジメントのための研究を進めたが、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりまでは至っていない。
次年度以降の対応方針	公共施設の包括的な管理について内部検討を進めるとともに、個別施設計画の進捗管理を継続的に実施しながら公共施設の新たな活用を行うのに必要な推進体制、仕組みを企画する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	公共施設マネジメントワーキンググループを立ち上げ、公共施設マネジメント(建築物)推進のための課題を抽出し、課題対応のために必要な仕組みや推進組織体制について検討した。検討においては、総務省の「経営・財務マネジメント強化事業」のアドバイザーの活用や、他市視察など、知見を深めながら進めた。ワーキンググループの検討結果を取りまとめ、行政組織プロジェクト委員会及び行政改革推進本部会議において、公共施設マネジメント推進における課題への対応と新しい推進組織の必要性について提案をした。	
評価 理由及び課題	A	公共施設の新たな活用にもつながる、公共施設マネジメント(建築物)の推進について、行政職と技師職が協働で検討を行い、行政改革推進本部会議等に提案したことは、次年度の公共施設マネジメント(建築物)推進の具体的な取組に繋がる。
次年度以降の対応方針	公共施設マネジメントワーキンググループの提案に基づき、公共施設マネジメント(建築物)推進のための具体的な取組を着実に進めていく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(1)-⑧			
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
具体的取組項目		新たな財源の確保に向けた取組					
推進課		行政改革課		実施課		各課	
目的		新たな自主財源の確保策に向けた検討を進めるため。					
取組内容		近年、自主財源の確保策としてふるさと納税制度が担う部分が大きく占めているが、新たな財源確保の策となるものを模索し、安定的な行財政運営に努める。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
新たな財源確保のための体制、仕組みづくり		→					
新たな財源確保のための事例研究		→					
研究事例の庁内情報共有、検討		→					
目標		効果					
令和2・3年度	新たな財源確保のための施策を検討。例として「クラウドファンディング」の研究等、先進事例等から本市で実施可能な内容がないかを検討、庁内に情報共有を図っていく。また、新たな財源確保のために全庁的、外部等から意見を収集できる体制や仕組みづくりを行う。	【市の効果】 新たな自主財源の確保策を確立することで、安定的な行財政運営に繋げることができる。 【市民の効果】 安定的な自主財源を確保することで住民サービスの向上に繋がる新たな施策に取り組むことができる。また、クラウドファンディング等を実施することができれば、市民が行政へ参画する新たな機会となる。					
令和4年度	新たな財源確保のための施策を検討。先進事例等から本市で実施可能な内容がないかを検討、庁内に情報共有を図っていく。また、全庁的、外部等からの意見を元に、財源確保の素案を作成する。						
令和5年度	検討を行った新たな財源確保のための施策について、前年度に作成した素案を庁内の関係課に提案し、翌年度に試行できるよう進める。						
令和6年度	検討を行った新たな財源確保のための施策について試行を行った結果を分析・検証・評価を行い、新たな財源確保策に活用していく。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度に新型コロナウイルス感染症流行に伴い近江牛枝肉価格の低下による事業者支援のためのクラウドファンディングを実施し、多くの寄付をいただいた。	
評価 理由及び課題	B	具体的な確保策は上記実施内容のみであったため、引き続き新たな財源確保策を検討していく。
次年度以降の対応方針	引き続き、クラウドファンディング等の検討を続けていくとともに、現広告収入の見直しや新規広告媒体の確保等の財源確保に努める。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新たな財源確保策として、ネーミングライツ制度導入に向けて検討を開始した。他市の実施状況等を調査・研究し、導入に向けての考え方や実施手順の素案作成を行なった。また、その他財源確保策についても、本市で導入可能な制度の調査を実施した。	
評価 理由及び課題	B	具体的な新規検討内容はネーミングライツ制度のみであるため、引き続き新たな制度検討や研究に努める。
次年度以降の対応方針	ネーミングライツ制度の策定および市内周知、実施にむけて推進する。併せて、新たな自主財源確保の手法を検討する。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	クラウドファンディング、ネーミングライツ制度の検討など財源確保について、一定の推進はできている。ただし、継続的に歳入確保につながる施策ではないため、今後、より安定的に財源確保ができる手法や広告媒体の確立について継続して進めていく。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	ネーミングライツ制度のガイドライン等を制定し、各所属への説明と意向調査を実施した。また、本市初の企業版ふるさと納税として市民用イスの寄附を受けた。	
評価 理由及び課題	A	ネーミングライツ制度の導入に加え、企業版ふるさと納税を受けることができた。
次年度以降の対応方針	ネーミングライツ制度による財源確保に向け、企業への案内等各所属への伴走支援を実施する。また、歳入確保に関する取組を包括する会議体を設置し、情報共有のもとそれぞれの取組(広告、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税等)を進め、効率的な財源確保に努める。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	ネーミングライツ事業実施要綱を新規制定し、近江八幡市運動公園野球場においてネーミングライツパートナーを選定した。また、企業版ふるさと納税として沖島生活環境改善事業の寄附を受けた。	
評価 理由及び課題	A	ネーミングライツパートナーの募集を開始することができ、1施設でネーミングライツパートナーを選定することができた。
次年度以降の対応方針	ネーミングライツパートナーを広く募集するために、企業に対して、ネーミングライツ制度の周知を行う。また、引き続き、新たな自主財源確保の手法を検討する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-① 3-(2)-②		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進 (2) 新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善				
具体的取組項目		定型的・庶務業務の民間委託の推進				
推進課		管財契約課		実施課 管財契約課 行政改革課・総務課		
目的		費用対効果、受託能力などを勘案しながら民間のノウハウを活用して、業務能率を上げるため。				
取組内容		公用車管理・庁舎維持管理業務等の管財契約課業務全般における定型的業務や庶務業務を洗い出して、民間委託の余地を検討し、推進していく。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公用車リース検討						
公用車リース運用						
庁舎維持管理包括委託の検討						
庁舎維持管理包括委託業者選定						
目標		効果				
令和2・3年度	現在の各業務について、費用対効果や受託能力を考慮し、民間への委託事業内容を検討する。令和3年度から公用車管理は民間委託導入の試行を開始し、庁舎維持管理等は包括委託を念頭において方針を固める。	【市の効果】 業務のアウトソーシング化によって、民間委託できない業務に職員が注力できるようになる。 諸管理において専門的なノウハウを持つ民間業者に委託することで、管理の質の向上が期待できる。 【市民の効果】 市役所内リソース(人的資源)確保により、市民の要望に迅速に対応できる体制を整えることができ、行政サービスの向上が期待できる。				
令和4年度	公用車管理は、新庁舎における公用車設置台数の適正台数予想をはじめ、全台リースを視野に入れて算出した公用車管理スペースを新庁舎実施設計に反映させる。庁舎維持管理等は、新庁舎実施設計と連携しながら、包括委託の仕様を固めて業者を選定していく。					
令和5年度	他市の導入事例等を参考に、新庁舎における各業務の委託範囲について検討を行う。					
令和6年度	次年度からの導入開始に向け、業務仕様書の内容を確定し、業者選定を行う。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	公用車リースについては、本庁公用車のリース計画を策定。令和4年度に導入開始予定。庁舎維持管理包括委託については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針とし、今後、仕様を検討していく。	
評価 理由及び課題	B	リースについては、令和4年に導入を開始予定。庁舎維持管理については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針を固めた。
次年度以降の対応方針	公用車リースについては、リース導入を開始。併せて新庁舎における公用車設置台数の適正予想台数を定める。庁舎維持管理包括委託については、委託可能な業務の選定を実施し、包括委託導入の仕様を固める。	
備考欄	公用車については電気自動車導入を並行して実施する為、リースについては全台リースではなく一部を委託する方針とする。	

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	公用車リースについては、令和4年度に導入開始(車両納車遅れの為、運用開始は2月からの予定)。庁舎維持管理包括委託については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針とし、市庁舎整備推進室と検討を進めている。	
評価 理由及び課題	B	リースについては、予定通り令和4年度中に導入開始見込。庁舎維持管理については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針を固め、導入案を検討中。
次年度以降の対応方針	公用車リースについては、今後運用を通して管理および次回契約(新庁舎建設で支所車両を集約後に実施予定)に向けた改善点をまとめる。 庁舎維持管理包括委託については、入札中止により新庁舎の竣工が延期となる見込みであり、令和5年10月から行う実施設計の中で市庁舎整備推進室と協議調整のうえ仕様等を固めていく。	
備考欄	リースと併せて令和4年度中にEVも導入見込。(3月納車予定) 今後のEV移行は長距離移動が少なく比較的安価な軽自動車から進め、リースについては軽自動車以外の車両を主に対象としていく方針。	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	社会情勢等の問題によって納車遅れが発生している為、運用開始が遅れているが、リース導入については年度内の導入開始が出来る見込みであり、概ね目標を達成出来た。庁舎維持管理包括委託については、市庁舎整備推進室と包括委託導入の方針を固めており、今後対象となる業務の集約等は新庁舎実施設計のなかで仕様を固め進めていく。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	前年度導入のリース運用・検証開始。新庁舎運用開始に向け、各業務における民間委託の検討を進めていく。	
評価 理由及び課題	B	リースは令和4年度中に導入完了。庁舎維持管理については、実施設計が開始された為、仕様固めの為、新庁舎整備推進室と協議調整開始。
次年度以降の対応方針	リースについては、引き続きメンテナンス等の運用面の検証を進める。 庁舎維持管理包括委託については、市庁舎整備推進室と協議調整を開始した為、順次民間委託推進の検討を進め、結論を出していく。	
備考欄	次回リースは新庁舎運用開始後、安土支所・ひまわり館車両の集中管理統括後に実施予定。	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	現状の業務を整理し、庁舎の維持管理をはじめ、電話交換や総合案内・当直業務など、複数部署にわたり行っている業務を集約させた庁舎総合管理業務委託の導入を進めている。	
評価 理由及び課題	B	令和7年度の新庁舎完成を機に総合管理委託を進めるため、近隣市町や関連事業者から情報収集を行い、関連部署とも協議を行いながら業務仕様書内容を策定中。公用車リースについては計画に則り年次更新を実施。
次年度以降の対応方針	総合管理委託を進めながら、改修が完了した南別館やその他業務の追加検討を行う。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		2-(2)-①							
行政経営改革指針の基本方針			2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”									
取組項目			(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進									
具体的取組項目			定型的・庶務業務等の民間委託の推進									
推進課			行政改革課		実施課		各課					
目的			行政責任の確保、法令との整合性、費用対効果、受託能力などを総合的に勘案しながら民間のノウハウを活用し、行政事務等の効率化を図るため。									
取組内容			「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針(平成24年度改訂)」に基づき、民間委託を進めるとともに、定型的業務や庶務業務等について民間委託等の可能性を検討する。									
主な実施内容			実施スケジュール									
			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
民間委託できる業務の確認												
新庁舎整備に見据えた業務の見直し、民間委託の検討												
新庁舎整備に合わせた委託を行う関係課への支援												
目標			効果									
令和2・3年度			【市の効果】 定型的業務や庶務業務等について民間委託を行うことで行政事務等の効率化を図ることができ、相談業務や判断が必要となるものなど、職員が直接対応が必要となる業務に注力することができる。									
令和4年度			【市民の効果】 民間のノウハウを活用したサービスの提供が可能となり、また、相談業務等に職員が注力できる環境を整えることで行政サービスの向上に繋がる。									
令和5年度												
令和6年度												

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	市民窓口のアウトソーシングや定型業務の外部委託にむけて関係各課と協議・検討を行った。また、新庁舎にむけた窓口業務の在り方等の研究を実施した。	
評価 理由及び課題	B	対象業務の特定には至っていないため、引き続き新庁舎整備の検討と併せて検討を進める。
次年度以降の対応方針	民間ノウハウが活用できる対象業務の特定、および開始に向けて検討を進めていく。	
備考欄	外部委託可能な事務であっても、「ICT技術の導入・利活用(体系・項目番号3-(1)-①参照)」の取り組みにより業務効率化・省力化(機械化)により他業務を圧迫することなく職員対応で完結できた業務があったため、今後も単純に委託検討するのではなくICT技術の活用等と比較しながら進めていく。	

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	調査・研究の結果、個々でアウトソーシングを実施するのではなく、庁内業務を包括的に民間委託する制度を活用することを目指して、調査・研究を行った。窓口業務については、令和4年度に引き続き在り方検討を実施した。	
評価 理由及び課題	B	対象業務の特定には至っていないため、引き続き新庁舎整備の検討と併せて検討を進める。
次年度以降の対応方針	包括的民間委託の導入効果の検証を含め、引き続き検討していく。また、実施にあたっては、ある程度の業務を一括で委託する必要があるため、関係各課との調整・協議を進めていく。	
備考欄	包括的民間委託・・・窓口業務、定型的な事務、市内施設の維持管理や修繕もまとめて民間業者に委託する制度。民間業者が、各業務間で柔軟な人員配置を行うため、個々で業務委託を行うよりも効率的な運用が期待できる。	

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	窓口業務については、外部委託する前提として、BPR(業務改革)を行い、業務の効率化・省力化やマニュアル作成が必要であるため、新庁舎移転を目標にした将来的なビジョンを見据えたうえで、窓口業務の見直しと、検討チームを含めた協議を実施した。そのため、窓口アウトソーシングの実施検討までは達していない。包括的民間委託により、BPRを含めた外部委託が望ましいかも含めて、今後検討を進める。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	包括的民間委託は、庁内調整や業務整理に1年以上かけた方が良いとのことから、進捗を見直す必要があると考えられる。ただし、個々のアウトソーシング等を実施する可能性も継続して検討中であるため、現状、当初目標通りとする。	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	庁内業務を包括的に民間委託する制度を活用することを目指して、調査・研究を行った。窓口業務の委託については、既に導入している他市の事例を調査・研究を行ったが、一部業務の委託となるとコストが高いという課題があることから、すぐの実施は難しいと判断した。	
評価 理由及び課題	B	対象業務の特定には至っていないため、引き続き新庁舎整備の検討と併せて検討を進める。
次年度以降の対応方針	包括的民間委託の導入効果の検証を含め、引き続き検討していく。また、実施にあたっては、ある程度の業務を一括で委託する必要があるため、関係各課との調整・協議を進めていく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	窓口業務の委託について、民間委託する業務の範囲について、窓口業務関係課と勉強会を行い、特に取り組むべき業務の範囲について協議を行った。また、先進自治体への視察を行い、窓口業務の委託に向けて取組を進めることができた。	
評価 理由及び課題	A	民間委託すべき業務の範囲について協議を行い、窓口業務の委託に向けて取組を進めることができた。
次年度以降の対応方針	民間委託の導入効果を検証するとともに、引き続き、定型的業務や庶務業務等について民間委託等の可能性を検討する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-②			
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進					
具体的取組項目		指定管理者制度等の活用					
推進課		行政改革課		実施課		各課（施設所管課）	
目的		公の施設の利用・運営状況などを検証し、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るため。					
取組内容		民間のノウハウを活用し効果的・効率的に管理のできる公の施設については、指定管理者制度の導入を進める。導入済みの施設については毎年モニタリングを行い、施設サービスの質の向上やより効果的・効率的な管理運営を図る。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
施設所管課のモニタリングによる適正な管理運営							
新たな公の施設への指定管理者制度の適用、事務局運営							
制度導入済の施設の今後の在り方について施設所管課と協議							
他市町や先進的事例の研究							
目標		効果					
令和2・3年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。また、コロナ禍の影響を鑑みながら、制度導入済の施設についてはモニタリングの実施による適正な管理運営を目指す。	【市の効果】 公の施設を直営で管理するよりも事業者の経営努力により運営に係る費用が抑えられることで効果的な運営が可能となる。また、近江八幡駅前駐輪場のように使用料を市に直接納める形とすることで収益の軸となる可能性がある。 【市民の効果】 公の施設において指定管理者制度を導入することで民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営で市民サービスの向上に繋がる。					
令和4年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態（委託、直営、団体への譲渡等）を研究・検討していく。						
令和5年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態（委託、直営、団体への譲渡等）を研究・検討していく。						
令和6年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態を研究・検討した結果を反映する。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新規指定管理施設の導入に向けての調査を行ったところ、1施設について検討を開始する方向となった。また、既存指定管理施設についてもモニタリングを実施し、適正な管理運営に努めた。	
評価 理由及び課題	A	新たな制度導入の検討と、モニタリングによる適正な施設管理が図れた。
次年度以降の対応方針	引き続き指定管理制度の適正な運用を行う。また、市施設としての今後の在り方等を施設所管課と検討・研究していく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新規指定管理施設の導入に向けての調査を行ったところ、1施設について検討を開始する方向となった。また、既存指定管理施設についてもモニタリングを実施し、適正な管理運営に努めた。また、来年に指定管理者の更新を迎える施設について、有効活用の検討や他の目的への転用の可能性調査のために国が実施するサウンディング事業に参加した。	
評価 理由及び課題	A	指定管理者制度の運用方法について調査・研究を行い、制度の見直しを目標に、新しい運用方法を試行した(サウンディング等)。指定管理者制度として効果的な運用見直しには至っていないため、今後も継続してモニタリングの実施に努める。
次年度以降の対応方針	指定管理者制度の運用方法を見直し、効果的な施設運営が行えるように新たな手法の導入を推進する。	
備考欄	令和2～3年度に指定管理者制度導入を目指していた1施設については、検討の結果、効果的な運用が望めない可能性が高いことが判明したことから、その他制度での活用を含めて、継続して検討していくこととした。	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	指定管理者制度を随時見直しながら、継続して運用している。引き続き、その他業務委託等を活用した効率化などと比較検討しながら制度運用を推進する。 なお、当実施計画中で指定管理者施設を導入した施設としては、さざなみ浄苑(令和2年度)のみとなる。現状、コロナ禍や物価高騰の影響を受け、指定管理者の経営努力だけでは施設運営が難しい状況が続いている。市としても指定管理者へ損失補填金を支出しているが、市の財政負担は大きくなる一方である。公共施設総合計画や個別施設計画と併せて、施設運用について継続して検討を続ける。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	施設所管課と協議し、指定管理者制度を令和7年度から新規に1施設導入することになった。また、指定管理施設の所管課等を対象に「施設の今後の在り方を検討する」ために参考となる研修会を開催する準備を進めている。	
評価 理由及び課題	A	施設所管課と適宜協議をするとともに、令和4年度に施行した新たな制度の運用方法(サウンディング等)を引き続き実施し、制度の効果的な運用を試みた。また、指定管理制度の運用及び施設の在り方の検討に関する知識を向上させるため、施設所管課を対象とした研修会を開催する準備をしている。
次年度以降の対応方針	指定管理者制度の運用方法を見直し、効果的な施設運営が行えるように新たな手法の研究と導入を推進する。併せて、施設所管課に対して、指定管理制度の効果的な運用につながる情報共有を実施する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新規指定管理施設の導入に向けての調査を行ったところ、1施設について検討を開始する方向となった。また、既存指定管理施設についてもモニタリングを実施し、適正な管理運営に努めた。	
評価 理由及び課題	A	施設所管課と適宜協議をするとともに、サウンディングを引き続き実施した。また、市ホームページの指定管理者次回募集ページについて見直しを実施し、指定管理業務への新規参入事業者を増やす仕組みづくりに努めた。
次年度以降の対応方針	引き続き指定管理者制度の運用方法を見直し、効果的な施設運営が行えるように新たな手法の研究と導入を推進する。併せて、施設所管課に対して、指定管理者制度の効果的な運用につながる情報共有を実施する。	
備考欄	これまで公の施設への指定管理者制度の導入を推進してきたが、今後の施設管理方法は指定管理者制度に関わらず、各施設に応じて最適な手法で検討していく必要がある。	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-③		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進				
具体的取組項目		病院事業の経営健全化				
推進課		総合医療センター 総務課		実施課 総合医療センター		
目的		東近江医療圏域の基幹病院として急性期医療を中心とした医療サービスの充実と経営の安定化を図るため。				
取組内容		平成28年度に策定した新公立病院改革プランを継承し、更なる医療の質と安全性の向上ならびに経営の安定化に向けた公立病院経営強化プランの策定及び推進を図る。また、働き方改革を推進し、医師をはじめ医療スタッフを適切に配置できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備していきながら持続可能な病院経営を目指す。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改革プラン評価・経営強化プラン策定						
公立病院経営強化プラン推進						
病棟再編検討						
働き方改革の推進						
目標		効果				
令和2・3年度	・改革プランの評価・検証を行う。 ・令和3年度に総務省が改定予定の公立病院経営強化ガイドラインの内容に沿った新たなプラン策定に取り組む。 ・医師・看護師の働き方改革を推進。	【市の効果】 持続可能な財政基盤の確立を行うことで公立病院として不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を担い、地域医療構想達成の推進を図る。 【市民の効果】 地域連携を強め、健全経営を行うことで切れ目なく充実した医療サービスを提供できる。				
令和4年度	・令和4年度診療報酬改定の内容を見定め、公立病院経営強化プランに基づいた健全経営を推進。 ・近隣病院との連携を強化し、病棟再編の検討・実施を行う。 ・医師・看護師の働き方改革を推進。					
令和5年度	・令和5年度も引き続き、公立病院経営強化プランに基づいた健全経営を推進。 ・医師・看護師の働き方改革を推進。					
令和6年度	・令和6年度の診療報酬改定内容を見定め、公立病院経営強化プランに基づいた健全経営を推進。 ・医師・看護師の働き方改革を推進。 ・医療DXの推進による業務の効率化					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・現改革プランの各重点目標・取り組み内容について総括を行った。また、地域連携をより深めるため、地域の医療機関に対してアンケート調査を実施し、東近江医療圏内の救急搬送状況の分析結果と併せて経営方針に盛り込み、次期『公立病院経営強化プラン』の策定を進めた。 ・勤怠管理システム導入による所定労働時間・休暇等の把握・管理ならびに医師の宿日直時における勤務実態調査を行った。	
評価 理由及び課題	A	次期改革プランについては、国の動向を注視しながら前倒しで策定に取り掛かった。また、働き方改革の推進に向けても取り組みを始めているが、医師の時間外労働の上限規制に関する施策立案を急ぐ必要がある。
次年度以降の対応方針	・策定した改革プランに沿った取り組みを進めながら、総務省より新たな経営強化プランのガイドラインが提示され次第、内容の精査を行い、必要に応じて修正を加えていく。 ・医師の時間外労働の上限規制が適用される2024年4月に向け、労働時間短縮に計画的に取り組んでいく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度は診療報酬改定があったことから、診療部・看護部・医療技術部など組織横断的に対応を進め、診療体制の整備、新たな加算の取得等を行い、収益確保対策に取り組んだ。また、東近江医療圏において急性期の役割を果たすため、一部の一般病床を高度急性期病床(ハイケアユニット)に再編するとともに、低侵襲手術支援ロボット(ダビンチXi)を導入し、高度で最先端の医療を提供できる体制を構築することができた。	
評価 理由及び課題	A	2年毎に改定され病院経営に大きな影響がある診療報酬へ組織的に対応できたことなど令和4年度の目標を確実に達成することができた。
次年度以降の対応方針	新改革プランは新たに経営強化プランとして策定したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、入院や手術さらには外来診療も制限され収益が減少傾向にある。ポストコロナにおいて、健全経営を継続していくため、経営強化プランに基づき医師・看護師確保、働き方改革の推進、診療報酬の確保等取り組みを進める。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	改革プランの評価(総括)や新たな経営強化プランの策定を進めることができた。また、病棟再編では東近江医療圏における当院の役割を踏まえ、高度急性期病床に再編、また同医療圏で初となる手術支援ロボットを導入し、高度な医療を提供できる体制を構築し、地域の中核病院としてより優れた医療を提供していく。働き方改革については、今後の医師確保に大きな影響を与える宿日直許可について、宿日直時の勤務実態調査を行った。医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年度に向け、労働時間短縮に計画的策定等に取り組んでいく。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	地域医療の基幹病院として、紹介受診重点医療機関の指定を受けるとともに、急性期の役割を踏まえ機能を強化してきた取り組みが、国が定める総合的・専門的な急性期医療提供体制の基準を満たしたことにより、急性期病院の上位加算である総合入院体制加算を新たに取得することができた。また、働き方改革では看護部で定時終業のタイムマネジメントに向け超過勤務事前制度の体制を構築するとともに特定行為研修修了者の活用や医師のオーダー修正などタスク・シフト/シェアを推進した。加えて、医師の宿日直業務における宿日直許可の取得や医師の月途中労働時間の把握、長時間労働者に対しての面談指導などに取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	総合入院体制加算を取得したことにより、総合的・専門的な医療提供に応じた新たな診療報酬を確保するでき、経営健全に資することができた。また、働き方改革を確実に推進することができた。
次年度以降の対応方針	令和6年度は診療報酬が改定されるため組織的な対応を進め、切れ目なく充実した医療サービスの提供及び健全経営をめざす。働き方改革では、タスク・シフト/シェアの更なる推進、勤怠システムを活用した適切な労働時間の管理や職員研修を実施する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	東近江医療圏の中核病院を担う急性期病院としての機能の強化と維持に努め、紹介受診重点医療機関の指定を受け、地域医療を支えるための取り組みを実施してきた。また、新たな診療報酬体制加算の算定条件を満たす体制を整え、収益を確保する取り組みを実施した。働き方改革においては、医師・看護師の労働時間の把握、超過勤務者の把握により面談・指導を行い、労働環境の改善に取り組んだ。	
評価 理由及び課題	B	令和6年度診療報酬改定により、救命救急入院料が算定できなくなり、収益が厳しい状況となる中、救命救急病棟を再編し、新たにハイケアユニット加算、特定集中治療室管理料加算を算定する等収益確保対応を行った。また働き方改革では、各会議を出来る限り定時に終わらせるように整理し、勤怠システムによる労働時間の把握、超過勤務にかかる面談、指導、是正等に取り組んだ。
次年度以降の対応方針	令和6年度診療報酬改定により救命救急入院料の算定要件を満たせなくなるとともに病床稼働率はコロナ禍以降の回復が見られず収益に大きく影響する一方で、近年の人件費・物価高騰の影響を受けて経費が増加し、当院の病院運営は厳しい状況となっている。このような中、東近江医療圏の中核を担い、質の高い医療を提供しつつ地域医療を支えていくため、「断らない救急」の原点に立ち返り、救急、紹介患者等の集患の取り組み強化、今年度導入する病床管理システムの活用による適切な病床管理、医療DXの推進、働き方改革の継続により、収益の増加、業務の効率化等経費削減に努め、地域に根差したよりよい病院を目指して引き続き取り組んでいく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-④		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進				
具体的取組項目		水道事業の経営健全化				
推進課		上下水道総務課 上下水道施設課	実施課		上下水道総務課 上下水道施設課	
目的		・いつでも良質でおいしい水を継続して安定的に供給するため。 ・公営企業として経費の縮減、業務の効率化を図り、健全な経営に努めるため。 ・老朽化した施設の更新並びに災害に強い施設の整備を計画的に進めるため。				
取組内容		アセットマネジメント計画を基に、今後の水道事業（主に施設・管路の更新）に係る経営計画・年次計画を検討しつつ、早急な耐震化が必要な円山配水池や重要管路の耐震化事業、老朽管路の更新を継続・計画的に行います。また、窓口委託業務の拡大や遊休資産の整理・売却の検討を行う。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業経営計画・年次計画						
円山配水池の改築事業						
重要管路の耐震化 老朽管の更新						
窓口委託業務拡大の検討						
遊休資産の整理・売却						
目標			効果			
令和2・3年度	・水道事業計画の策定（施設・管路の更新計画） ・円山配水池耐震化事業（地籍調査等） ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・窓口委託業務拡大の検討、情報収集 ・遊休資産の整理		【市の効果】 水道事業においては、安定した経営が求められており、計画的に施設や管路の耐震化・更新事業を実施していくことで、効率的・効果的な施設の管理運営を行うことができる。			
令和4年度	・円山配水池耐震化事業（管理用道路詳細設計・送配水管基本設計） ・重要管路の耐震化検討・実施 ・老朽管路の更新 ・会計年度任用職員等の活用を含め、窓口委託業務拡大の検討を継続 ・遊休資産に係る分筆登記、下水道関連工事、付帯物撤去及び売却 ・水道経営戦略の策定		【市民の効果】 普段から安心安全な水道を利用していただけるとともに、災害時においても安定して水の供給を受けることができる。			
令和5年度	・円山配水池耐震化事業（管理用道路築造工事、配水池詳細設計） ・重要管路の耐震化検討・実施 ・DB発注に伴うアドバイザー業務委託 ・老朽管路の更新 ・会計年度任用職員等の活用を含め、窓口委託業務拡大の検討を継続 ・水道経営戦略の策定 ・遊休資産の整理、検討協議、設計業務の実施					
令和6年度	・円山配水池管理用道路築造工事 ・円山配水池送配水管詳細設計 ・重要管路の耐震化検討・実施 ・DBアドバイザー業務及び管路DB事業発注 ・老朽管路の更新 ・窓口委託業務拡大の検討を継続 ・遊休資産の整理、検討協議、工事の実施 ・水道経営戦略の検討協議等策定取組					

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	・水道事業計画、重要管路の耐震化検討については、令和3年度に管路等の更新計画の見直しや検討を行い、令和17年度までの更新計画(案)について取りまとめた。 ・円山配水池耐震化事業については、令和3年度に用地測量を実施し、用地を取得した。 ・老朽管路の更新は、塩ビ管を布設している人口密集地域等漏水や断水リスクの高い地域を重点的に整備する計画を立て、更新を行った。 R2・R3実績:2,277.6m(繰越含む) ・水道経営については、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行った。 ・窓口委託業務拡大について、他市への問合せ及び訪問による情報収集や課内協議を行い、実施手法・見積額を比較検討した結果、令和5～7年度の契約における拡大は見送りました。令和4年度当初予算においては、現状の委託内容により債務負担行為額を設定した。 ・遊休資産について、現地確認の上、最も売却可能性のある土地(1筆)の測量、官民境界確定及び地積更正を行った。
評価 理由及び課題	A ・水道施設等更新計画については、計画どおり進め目標を達成できている。次年度以降も計画に基づき継続して進めていく必要がある。 ・窓口委託業務の拡大については検討を進めたが、令和5年度に拡大実施するには至らなかったため目標をやや下回る。窓口委託業務の拡大、方法等を含め継続して検討する必要がある。 ・遊休資産については、地元の意向を確認し協議を進める必要がある。
次年度以降の対応方針	・計画的に耐震化・更新事業を実施していくことで、効率的な工事を行うとともに、工事発注方法等の検討を進めていく。 ・水道事業経営戦略の策定に向け、財政・投資計画等の試算及び目標の検討を進めていく。 ・窓口委託業務拡大について、委託の拡大か会計年度職員の活用等其他の方法による実施を含め、継続して検討を行う。 ・遊休資産の一部について、地元の意向を確認の上、下水道関連工事、土地付帯物に関する協議、分筆登記を進める。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	・水道経営については、収支状況・事業計画を基に財政投資計画の見直し、算定を行うとともに補助金活用、繰入協議等財源確保に努めました。経営戦略の策定については、引き続き協議・検討を進める。 ・窓口委託業務拡大の検討については、令和5～7年度分の入札を実施しました。令和8～10年度の契約に向け、給水装置工事申請・現地検査、指定給水装置事業者申請、排水設備計画申請受付等について、検討を継続する。 ・北之庄町地先の遊休資産については、令和3年度に測量等を実施後、関係者と協議を行った。また、その他の遊休資産についても整理及び方向性の検討を行った。 ・円山配水池耐震化事業については、管理用道路の詳細設計及び、送配水管の基本設計に着手した。 ・重要管路の更新は、円山路線3の更新工事及び、円山路線2の詳細設計に着手しました。また、次年度以降に導入を検討しているDB事業について、導入可能性調査に着手した。 ・老朽管路の更新は、塩ビ管を布設している人口密集地域等漏水や断水リスクの高い地域を重点的に整備する方針に基づき、更新を行った。 R4実績:2,206.2m(繰越含む)
評価 理由及び課題	B ・水道経営については、事業計画・収支状況の進捗管理及び見直し算定を行うとともに繰入金について財源確保を図った。 ・経営戦略策定については、中長期の事業計画及び財政計画等の勘案に時間を要している。今後、事業進捗による計画見直し及び目標設定、関係機関との調整が課題であると考えられる。 ・窓口委託業務拡大の検討について、令和8年度以降の契約に向け、検討を行う。 ・遊休資産については、土地の売却は達成できませんでしたが、引き続き他の土地及び構造物の整理及びその方向性の検討を進める。 ・一部の業務については繰越となるが、今年度の発注予定であった工事・委託業務は、概ね計画どおり取組めた。
次年度以降の対応方針	・経営戦略については、工事進捗及び決算状況を反映し、策定に向けて財政・投資計画等の試算及び目標の検討・協議を進める。 ・遊休資産については、整理及び方向性の検討後、関係者との協議を進めるとともに、建物等の解体設計を行う。 ・配水池の耐震化事業、重要管路の更新事業について、アセットマネジメント計画並びに経営戦略に基づき発注する。また、老朽管の更新事業については、特に漏水の多い地域を重点的に整備する方針とし取組む。
備考欄	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	・水道経営については、毎年度、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行うことにより将来収支見通しの把握、見直しが出来ている。また、補助金活用の検討、繰入金の協議を行い財源確保を図った。経営戦略策定については、目標年度の策定完了は困難となった。引き続き策定に向けて取り組みを進める。 ・窓口業務委託については、R5～7年度における契約では大幅な拡大はできなかったが、一部新たな事務を追加した。 ・令和3年度に土地(1筆)の測量、官民境界確定及び地積更正を行った。令和4年度は分筆登記等を進める予定だったが関係者との協議の結果、実施を取り止め、その他の遊休資産の整理及び方向性の検討を行った。 ・工事及び委託業務については、概ね計画通りに取組めた。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	・経営戦略については、年度計画(目標)を令和5年度策定に延伸する。 ・遊休資産については、令和5年度の年度計画(目標)として整理、検討協議及び設計業務の実施を追加する。

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・重要管路及び老朽管路について、約4kmの更新を実施し、管路DBについてはアドバイザー委託を契約し、DB発注に向け取り組んでいる。また、円山配水池の耐震改修に係る詳細設計を実施しているが、法面の土質状況が芳しくなかったため、管理用道路法面对策の詳細設計に時間を要しており、管理用道路工事には着手出来ていない。 ・水道経営については、毎年度、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行うことにより将来収支見通しの把握、見直しを行った。また、経営戦略を策定するためのスケジュールや手法等先進事例を考察し、今後の経営計画の方向性について協議を行った。 ・会計年度任用職員等の活用、窓口委託業務拡大の検討については、今年度が更新年にあたる「指定給水装置工事事業者更新登録」の書類審査及び指導、決定、通知までの一連の事務を期間限定で雇用了会計年度任用職員の活用により実施した。 ・遊休資産の整理、検討協議、設計業務の実施については、旧中部水源地の売却に関して建築物及び構造物付きで売却することを検討するとともに、当該地の一部に建築されている安土町上下水道組合と協議を開始した。	
評価 理由及び課題	B	・人員も削減された中で約4kmにも及ぶ管路更新を実施するとともに管路DB事業に取り組み、円山配水池事業も道路築造以外は順調に進んでいる。道路についてはR4年度末の地質調査により想定以上に状況が悪かったためやむを得ない。 ・経営戦略については、決算状況や事業進捗管理等による財政見通しを踏まえ、経営計画を策定するためのスケジュールや手法等、今後の経営計画の方向性について協議を行ったものの経営戦略の策定には至らなかった。 ・指定給水装置工事事業者更新登録事務について会計年度任用職員を活用して事務を進めるとともに、旧中部水源地の売却に関して手段を変更したものの売却に向け協議を進めている。
次年度以降の対応方針	・管路DB事業について、有識者委員会を円滑に運営すると共にDB事業者決定を行い、重要管路及び老朽管路について3km程度の更新を行う。円山配水池管理用道路工事を発注するとともに、送配水管路の詳細設計を行う。 ・経営戦略については、引き続き決算状況や事業進捗管理を行うとともに中長期的な経営状況を見据え、国の経営・財務マネジメント強化事業を活用し経営計画における方針・目標指標等の具体的な検討、協議等、策定に向けて取り組みを進める。 ・窓口委託業務拡大については追加業務の検討を継続し、令和7年度当初予算における債務負担行為の限度額設定を要求する。 ・遊休資産の整理、検討協議、工事の実施については、令和5年度に売却に関して安土町上下水道組合と協議を行うとともに手法を決定し、売却手続を進める。	
備考欄	・経営計画(経営戦略の策定取組)について、年度計画(目標)を令和6年度に延伸する。	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・管路DB事業について、予定通り請負事業者を特定・契約し、事業を開始した。また、重要管路及び老朽管については当初計画通り更新を行うとともに、長福寺配水池改修事業も契約することができた。しかし、円山配水池管理用道路整備事業について、道路設計における法面对策事業に想定外の費用が掛かることが判明し、市長協議の結果、一旦他手法を含めた比較検討を行うこととなったため、管理用道路築造工事及び送配水管詳細設計については見送ることとなった。 ・窓口委託業務拡大について、他市への問合せ及び訪問による情報収集や課内協議を行い、実施手法・見積額を比較検討し、令和8～10年度の契約における拡大を視野に令和7年度当初予算における債務負担行為の設定を検討している。 ・遊休資産のうち滋賀県から取得申出のあった土地について、現地確認の上、売却手続を進めた。当初予定していた安土町小中地先にある中部水源地跡地については双方の意見を整えるに至っていない。 ・経営戦略については、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行うとともに、経営・財務マネジメント強化事業を活用し経営計画改定に向けた手法等の検討協議を行った。令和6年度：投資・財政計画の見直し、更新(年2回)、マネジメント事業(年5回)	
評価 理由及び課題	B	・人員も削減された中で4kmを超える管路更新を実施するとともに管路DB事業を計画的に進めた。また、長福寺配水池の改修工事を契約し、古川橋推進事業についても基本設計を完了した。円山配水池の耐震改修事業実施のため、施工方法等について早急の方針決定しないといけない。 ・窓口委託業務拡大については、令和7年度当初予算に債務負担行為限度額を設定見込であり、概ね計画どおり進捗している。 ・遊休資産については、目標設定時に想定していた土地の売却について目途が立っておらず、予定していなかった土地の売却を進めるにとどまった。土地の賃借人との協議が整わないことが課題となっている。 ・経営戦略については、事業計画・収支状況の進捗管理及び見直し算定を行うとともに、経営計画改定に向けてアドバイザーの助言を得ながらスケジュールや関係者及び主要事項の調整・改定手法等の検討協議を進められた。今後、事業進捗による計画見直し及び改定に向けた目標設定や収支計画等の検討・協議を行っていく必要がある。
次年度以降の対応方針	・R6に契約締結を行った管路DB事業を円滑に進めるとともに、円山配水池の耐震補強工事の手法について再度施工方法等を含めた検討を行い、方針決定を行う。また、老朽管路について2km以上の更新を行うとともに、日野川古川橋推進工事の詳細設計を完了させる。 ・窓口委託業務拡大については、令和7年度予算に基づき契約(入札)手続を進める。 ・中部水源地跡地については、引き続き双方の妥協点を含め検討する。 ・経営戦略については、引き続き決算状況や事業進捗管理を行うとともに、中長期的な経営状況を見据え、国の経営・財務マネジメント強化事業を活用し経営計画における方針・目標指標等の具体的な検討、協議等を行い、令和7年度策定に向けて取り組みを進める。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-⑤		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進				
具体的取組項目		公共下水道事業の経営健全化				
推進課		上下水道総務課 上下水道施設課		実施課 上下水道総務課 上下水道施設課		
目的		・良質な下水道サービスを継続して提供するため。 ・経営改善に取り組み、経営基盤の強化を図るため。 ・予防保全管理の観点に立ち、効率的な施設の維持管理を進めるため。				
取組内容		下水道事業は、予防保全管理への転換期を迎え、今後、人口減少等による収益減少も予測される。そのため、経営戦略に基づいた事業運営に取り組み、経営基盤の強化に努めます。施設等については、ストックマネジメント計画に基づき、継続的な点検調査や改築更新を計画的に実施する。 不明水の低減のための対策(調査・点検・補修)を行う。 また、市街地内水排除に関する雨水管理総合計画の策定及び対策事業を実施する。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道経営戦略策定						
ストックマネジメント計画の実施						
不明水対策事業						
雨水管理総合計画の策定・実施						
目標		効果				
令和2・3年度	・下水道経営戦略策定 ・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・不明水対策調査委託 ・雨水管理総合計画策定及び実施計画策定 ・下水道総合地震計画策定のための事前協議	【市の効果】 下水道事業に係るストックマネジメント計画や経営戦略を策定し、それを基礎として継続的な事業運営を行うことで、長期的な見通しを持った安定的な事業運営を行うことができる。 従来からの懸案事項である不明水対策に取り組むことで、有収率の向上を図り、維持管理負担金の削減につながる。				
令和4年度	・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・不明水対策実施設計委託 ・雨水管理総合計画に基づく、調査・測量設計・関係機関協議	また、雨水管理総合計画の策定及び対策工事の実施により、市街地における計画的な内水排除対策を行うことが可能となり、水害に強い、持続可能なまちづくりが可能となる。				
令和5年度	・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・不明水対策工事 ・雨水管理総合計画に基づく、工事詳細設計	【市民の効果】 長期的な見通しを持って分析や更新を行うことで、安定的で継続的に下水道を利用していただくことができる。 また、災害や浸水等の被害から市民生活を守り、安全・安心な住民サービスを提供することができる。				
令和6年度	・ストックマネジメント計画に基づく、管路スクリーニング点検、MP改築実施設計、MP改築工事 ・下水道人孔長寿命化設計 ・ストックマネジメント計画第2期策定(湖南中部処理区、沖島処理区) ・不明水対策工事(継続) ・マンホールカード制作、配布					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・下水道経営戦略は、令和2年度に策定。令和3年度は、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和3年度:年2回の見直し、更新を実施した。 ・ストックマネジメント計画に基づく管路調査は、令和2年度6.3km、令和3年度では6.4km実施した。 ・不明水対策は、令和2年度～2か年で柳町における取付管更生を実施した。また令和3年度では若葉町(1～3丁目)における管路調査を実施。 ・雨水管理総合計画事業は、令和2年度で実施方針を策定し、令和3年度は実施計画の策定に取組んでいる。	
評価 理由及び課題	A	概ね実施計画通りに取組んでいる。 次年度以降も継続して取り組み、必要に応じて事業の見直しを行う。
次年度以降の対応方針	・下水道経営戦略については、継続して投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行い、必要に応じて、状況の変化に伴う目標変更の検討・協議を行う。 ・引続きストックマネジメント計画に基づく管路調査を実施し、調査結果に応じて適宜更新工事を行う。 ・不明水対策では、若葉町における新たなマンホールポンプの実施設計並びに工事に着手し、同時に管更生の実施設計業務並びに工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、調査・測量設計業務並びに、対策工事に着手する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・下水道経営戦略は、令和2年度に策定。令和4年度においても、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和4年度:年2回進捗管理を行い見直し・更新を1回実施した。 ・ストックマネジメント計画に基づく管路調査は、令和4年度に2.7kmを実施。過年度の調査結果より改築更新工事としてマンホール蓋を7箇所更新した。 ・不明水対策では、若葉町において管更生工事に向けた実施設計業務が完了。管更生工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、実施計画策定業務が完了。対策工事の実施に向け事業計画変更業務を実施している。	
評価 理由及び課題	A	概ね実施計画通りに取組んでいる。 次年度以降も継続して取り組み、必要に応じて事業の見直しを行う。
次年度以降の対応方針	・下水道経営戦略については、継続して投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行い、必要に応じて、状況の変化に伴う目標変更の検討・協議を行う。 ・引続きストックマネジメント計画に基づく管路調査を実施し、調査結果に応じて適宜更新工事を行う。 ・不明水対策では、若葉町における新たなマンホールポンプの実施設計並びに工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、調査・測量設計業務並びに、対策工事に着手する。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	経営戦略やストックマネジメント計画を策定したことにより、従来の事後保全的な管理から予防保全管理への転換ができ、安定的な事業経営が可能となったことで経営基盤の強化に寄与することができたと考ええる。 また、不明水対策事業や雨水対策事業の継続的な取組みにより、対策工事実施へつなげることができたと考ええる。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・経営戦略については、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和5年度:年2回の見直し、更新を実施した。 ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路調査(L=2.2km)、マンホールポンプ設備改築工事(3機場)、マンホール蓋改築工事(43箇所)実施した。 ・不明水対策事業として、若葉町1丁目管渠更生工事実施、若葉町2・3丁目管渠更生設計実施した。 ・市街地内水排除事業として、桜宮町貯留施設基本設計実施、雨水事業計画変更等実施した。	
評価 理由及び課題	A	概ね実施計画通りに取組んでいる。次年度以降も継続して取り組み、必要に応じて事業の見直しを行う。
次年度以降の対応方針	・経営戦略については、継続して投資・財政計画の更新及び進捗管理を行なうとともに、中間見直し及び改定に向けて検討、算定資料等の改編を行う。 ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路調査や対策工事を実施する。 ・不明水対策事業は、若葉町2・3丁目管渠更生工事を実施すべく地元説明を行い合意形成を図る。 ・市街地内水排除事業としては黒橋第3排水区について、1級河川三明川の工事進捗を伺いながら、浸水状況の様子を伺う。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	・経営戦略については、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和6年度:年2回の見直し、更新を実施した。 ・下水道ストックマネジメント計画に基づき管路スクリーニング調査(L=9.0km)、マンホールポンプ場設備改築工事(3機場)、マンホールポンプ場設備改築設計(6機場)、マンホール蓋改築工事(N=31箇所)、下水道ストックマネジメント計画(第2期)策定(沖島処理区、湖南中部処理区) ・マンホールカード制作、配布(N=2000枚) ・農業集落排水事業(大中西部地区、佐波江地区)の国費事業化(農山漁村地域整備交付金) ・緊急度Ⅰの人孔長寿命化設計(N=24箇所) ・コミブラ団地の下水道切替手続き実施(光が丘団地) ・不明水対策事業として管渠更生工事を実施(L=565m、若葉町2・3丁目)	
評価 理由及び課題	A	・実施計画どおり取り組めた。経営戦略については、事業進捗管理及び目標達成状況(実績)の確認を行うとともに次年度の改定に向けた取り組み検討を進められた。建設事業等についても実施計画に基づき全て執行できた。また、新たな取り組みとしてマンホールカードの制作・配布を行った。
次年度以降の対応方針	・経営戦略については、継続して投資・財政計画の更新及び進捗管理を行なうとともに、経営戦略の改定に取り組む。 ・下水道ストックマネジメント計画(第2期)に基づき、軌道を微修正しながら事業を進める。本計画では沖島浄化センターの今後の管理方針の岐路が含まれるが、その結論に基づき事業を推進する。 ・不明水対策事業としては今年度に引き続き若葉町2・3丁目の管渠更生工事を実施する。 ・緊急度Ⅰの人孔長寿命化工事を予算の範囲で実施する。 ・コミブラ団地の下水道切替にかかる管渠の実施設計を実施する。 ・農業集落排水事業については、国費事業として費用対効果算定を実施する。 ・マンホールカードの増刷を行い普及啓発を進める。	
備考欄	コミブラ:コミュニティプラント(地域で共同で利用する合併処理浄化槽)	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(2)-⑥							
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”									
取組項目		(2) 住民サービス向上に繋がる公民連携の推進									
具体的取組項目		第三セクター等出資団体・外郭団体等への支援、関与のあり方の見直し									
推進課		行政改革課		実施課		各課					
目的		外郭団体等の自主・自立の促進及び市との役割分担による効果的・効率的な行政経営を図るため。									
取組内容		第三セクター等団体の設立経緯や事業の意義を勘案しつつ、経営状況等の把握に努め、補助金交付等の財政的支援、人的関与など今後のあり方を検討し、見直しを図る。									
主な実施内容		実施スケジュール									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
経営状況を確認 財政的リスクを把握											
外郭団体等の今後の在り方について所管課と協議、研究											
必要に応じ、外郭団体等の支援、関与のあり方の見直しの実施											
目標		効果									
令和2・3年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等から経営状況を継続的に確認する。また、改善等の取組に係る報告書の提出により、リスクの管理に努める。併せて、所管課とともに今後のあり方等を含め、経営状況の健全化に向けた協議を行う。	【市の効果】 外郭団体等の自主・自立の促進及び市との役割分担により、効果的・効率的な行政経営を図ることができる。また、財政援助団体については、今後の行政関与の必要性、経費負担のあり方、効果等を検討し、行政運営の安定化に繋げる。									
令和4年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等から経営状況を継続的に確認する。また、改善等の取組に係る報告書の提出により、リスクの管理に努める。併せて、所管課とともに今後のあり方等を含め、経営状況の健全化に向けた協議を行う。	【市民の効果】 外郭団体によるノウハウを活かした質の高いサービス提供が可能となり、市民サービスの向上に繋がる。									
令和5年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等から前年度との比較でリスク状況をまとめ、それぞれどのように対応しているか、支援内容は適切か等、関与の在り方について見直しを実施する。										
令和6年度	引き続き、所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等の前年度との比較でリスク状況をまとめ、それぞれどのように対応しているか、支援内容は適切か等、関与の在り方について見直しを実施する。										

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第三セクター等出資団体の状況を調査し、財務諸表より財政状況等の確認を実施し、リスク管理を行った。	
評価 理由及び課題	B	経営状況の確認はできたが、所管課とともに経営状況の健全化に向けた協議を実施していく必要がある。
次年度以降の対応方針	引き続きリスク管理に努める。また、今後のあり方及び経営状況の健全化に向けた協議・検討を所管課と実施していく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第三セクター等出資団体の状況を調査し、財務諸表より財政状況等の確認を実施し、リスク管理を行った。現状において財政リスクを抱える団体は存在しない。	
評価 理由及び課題	B	債務超過を起こしている団体は存在しないが、年度の収支状況が赤字である団体もあり、所管課とともに経営状況の健全化に向けた協議や対応方針の策定に努める。
次年度以降の対応方針	今後のあり方及び経営状況の健全化に向けた協議・検討を所管課と実施していく。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	各年度において第三セクター等の財政状況の確認を実施した。何れも財政リスクを抱えている団体はないものの、年度単位での収支は赤字となる団体があるため、市として健全化に向けた方針を策定し、経営改善について依頼していく。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	7月に各団体の財務諸表を基に財政状況等の現状の調査を実施した。また、各所属においても、役員等として団体に関与している。これらを通じて、各所属において、経営・財務状況の確認ができている。	
評価 理由及び課題	B	所管課に対して、各団体の経営・財務状況の把握を促すことができたが、関与の在り方についての見直しの実施までには至らなかった。
次年度以降の対応方針	次年度以降も財務諸表の確認を行うと同時に、団体との関与の在り方の確認を促す。特にリスクがある団体については、健全化に向けた協議を実施するよう、所管課に働きかける。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	第三セクター等出資団体の経営状況について、財務諸表により財政状況等の調査を実施し、リスク管理を行った。現状において財政的リスクを抱える団体は存在しない。	
評価 理由及び課題	B	所管課に対して、各団体の経営・財務状況の把握を促すことができたが、関与の在り方についての見直しの実施までには至らなかった。
次年度以降の対応方針	次年度以降も財務諸表により財政状況等の確認を行うと同時に、団体との関与の在り方の確認を促す。特にリスクがある団体については、健全化に向けた協議を実施するよう、所管課に働きかける。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		2-(3)-①		
行政経営改革指針の基本方針		2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”				
取組項目		(3) 担税力の強化・担税者の増加につながる取組み				
具体的取組項目		創業支援に係る事業の支援・展開				
推進課		商工振興課		実施課 商工振興課		
目的		将来、本市の根幹産業を担う事業者を育てるため、商工会議所や商工会が起業や創業を目指す方を対象とした事業を支援するとともに、必要な情報発信を行うため。				
取組内容		・はちまん創業塾※への参加により、起業・創業を目指す方に必要な知識や考え方を学ぶ。 ・定期的な意見交換を実施し、起業・創業に係る問題点や課題を共有する。 ・課題に対応するための事業を企画立案し実践する。 ※はちまん創業塾…商工会議所と商工会が連携し、創業を検討される方を対象としたセミナー（H28年度～、H31年度からは滋賀中央信用金庫とも連携）				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
はちまん創業塾への参加						
定期的な意見交換の実施						
必要な事業の企画立案及び実践						
目標		効果				
令和2・3年度	・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施	【市の効果】 ・起業や創業を検討している市民を知ることができ、また起業や創業に必要な知識や考え方をすることで、行政が対象者に対する支援を実施することが期待できる。 ・課題に即した事業の企画・立案が可能となり、商工会議所や商工会と連携しながら効率的でかつ効果的な事業の実践を行うことが期待できる。				
令和4年度	・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践	【市民の効果】 ・起業しやすい環境が整うことにより、起業家マインドを持った市民が増加し、今後本市の経済を担う人材の発掘が期待できる。				
令和5年度	・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践					
令和6年度	・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度、令和3年度ともにはちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルショップ事業の意見交換に参加するなど、創業時の相談内容など情報収集を行った。	
評価 理由及び課題	A	商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と共に確認するとともに、創業者の相談内容を確認することができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	今年度もはちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルショップ事業の協議への参加や創業支援等事業計画に係る証明書交付対応などを行う中で、創業時の相談内容などの情報収集をし、事業検討を行った。	
評価 理由及び課題	A	商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と共に確認するとともに、創業者の相談内容を確認することができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	毎年度、はちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルショップ事業の協議への参加や創業支援等事業計画に係る証明書交付対応などを行う中で、創業時の相談内容などの情報収集を行った。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	引き続き、はちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、創業支援等事業計画に係る証明書交付対応を行う中で、支援機関と連携をし、創業時の相談内容などの情報を収集し、事業検討を行った。	
評価 理由及び課題	A	商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と共に確認するとともに、創業者の相談内容を確認することができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和6年度もはちまん創業塾に当課職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、令和6年度は、創業支援等事業計画の更新申請を行うことから、支援機関と創業の相談や支援内容の情報共有及び協議を行い、計画を策定した。	
評価 理由及び課題	A	商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と確認するとともに、予定通り創業支援等事業計画を策定し、認定を受けることができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(1)-①		
行政経営改革指針の基本方針		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”				
取組項目		(1) 生産性・住民サービスの向上に繋がるICT技術の利活用・導入				
具体的取組項目		ICT技術の導入・利活用				
推進課		行政改革課 情報政策課		実施課 各課		
目的		ICT技術の利活用・導入を行い、事務等の業務に係る生産性、効率性の向上と電子申請、情報発信等で市民サービスの向上に繋げるため。				
取組内容		近江八幡市ICT推進方針および近江八幡市システム最適化およびICT推進ビジョンの取組項目に則り、庁舎整備等と整合を図りながら導入可能な技術、利活用を進める。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施						
ICT技術導入、適用範囲の拡大						
スマート自治体滋賀モデル研究会の取組について進捗管理						
新庁舎供用開始後に向けた重点的な取組の検討						
財政的効果の検証						
目標			効果			
令和2・3年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の完成を待たずに導入できるシステムの積極的な導入や、新庁舎整備に必須となるシステムについて重点的に検討する。 財政的効果の指標等について検証、確認する。		【市の効果】 新庁舎完成までに行えるICT技術の利活用・導入を行い、事務等の業務に係る生産性、効率性の向上を図ることができる。また、新庁舎の供用開始後の状況等を見据え、必須となるICT技術等についても重点的に検討を行うことでよりよい庁舎の整備に繋がり、市民サービスの向上に繋がる。 また、財政的効果の検証を行うことで、効果額を示すことができる。			
令和4年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の完成を待たずに導入できるシステムについては積極的な導入を検討する。 財政的効果の指標等について検証した結果を本計画の目標値に設定する。		【市民の効果】 ICT技術の利活用・導入により市民が来庁せずに電子申請等を行うことができる等、利便性の向上に繋がる。また、業務効率の向上によって空いた時間を活用するなど、相談業務等に職員が注力できる環境を整えることで行政サービスの向上に繋がる。			
令和5年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の供用開始後を見据えたシステムの積極的な導入を検討する。		【備考】 デジタル庁の創設や、ICT、情報技術の進歩等、めまぐるしく変化する状況に対応するため、総務省の策定した「自治体DX推進計画」等を参考に、ICT推進方針やビジョンについては都度見直しを行い、ICT推進本部会等に図りながら進めていく。			
令和6年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の供用開始後の状況に適したシステムの積極的な導入を検討する。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度よりAI-OCR、RPAの利用を開始し、業務効率化・省力化などの導入効果が表れている。また、スマート自治体滋賀モデル研究会(備考欄参照)の取り組みとして、令和3年10月にオンライン申請や手続きガイドを運用開始した。令和3年度末時点で、オンライン申請は粗大ごみの収集・水道の開栓・国保資格喪失等の計13手続き、手続きガイドは転入・転出・転居の計3手続きを公開している。なお、オンライン申請においては約260件の申請を受け付けた(不備等により取り下げとなるものも含む)。	
評価 理由及び課題	A	オンライン申請や手続きガイド等のICT技術の導入により、行政サービスの向上が図れた。より市民に活用いただけるよう周知を徹底するとともに、市民要望が高い申請を洗い出し、オンライン化を早急に進める必要がある。
次年度以降の対応方針	オンライン申請手続きの拡充により市民利便性の向上に努める。また新たなICT技術の導入検討を進め、あわせて適正な効果検証を実施する。	
備考欄	スマート自治体滋賀モデル研究会…県内15市町からなるICT技術を活用した具体的な施策・事業の実現に向けて研究・推進を行うチーム	

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	前年度に引き続きAI-OCR、RPA、AI会議録などのICT技術活用が進み、業務効率化・省力化などの効果が大きく表れている。また、オンライン申請は新たに約60フォームを作成し市民の利便性向上と業務効率化に努めている。なお、オンライン申請においては令和4年4月から12月までの間に1,000件を超える申請を受け付けた(不備等により取り下げとなるものも含む)。	
評価 理由及び課題	A	オンライン申請や手続きガイド等の利用拡大により、行政サービスの向上が図れた。今後、より市民に活用いただけるよう周知を徹底するとともに、オンライン化を更に進める必要がある。
次年度以降の対応方針	オンライン申請手続きの拡充により市民利便性の更なる向上に努める。また、DX推進のため現行のビジョンおよび方針を令和5年度から3年計画で見直し、効率よく推進するためCIO補佐官業務によるアドバイザー支援を実施し、近江八幡市DX推進計画を策定する他、DX推進のための人材育成を行う。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	新庁舎の完成を待たずに老朽化したLGWAN系サーバおよびネットワークの更新を実施し、本庁舎ならびに南別館においてLGWAN無線化を行った。これにより、ペーパーレス会議を行う事が可能となった他、Zoom等の利用も増加し新型コロナウイルス感染予防対策の一環とし必要に応じ分散勤務することが可能となった。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	これまでのシステム導入に加え、公共施設予約システム、電子決裁システム等、市民サービスの向上と業務効率化を目指したシステム導入が進んだ。また、同じ目的でオンライン申請数の増加を目指しているが、令和5年12月時点で約90フォーム(令和3年10月から令和5年12月で延べ約2,800件の申請)を公開することができた。更にフォームを増やすために、オンライン申請の研修を各所属のICT推進員を対象に行った。	
評価 理由及び課題	B	オンライン申請のフォーム作成の研修会を各所属のICT推進員を対象に行うことができ、参加者からは概ね好評であった。いくつかの所属では作成したフォームの公開に向けた取組が進んでおり、市全体としてオンライン手続き推進に係る機運を上げることができた。しかし、近江八幡市DX推進計画の策定には至らず、全体の方針や取組を示すことができなかった。
次年度以降の対応方針	引き続き、各所属における手続き関係のオンライン化を呼びかけると共に、オンライン申請の広報に努める。また、「自治体DX推進計画」等を参考に、近江八幡市DX推進計画を策定し、DXや業務のICT化等の方針や取組を示したい。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	基幹系・情報系ネットワークの一部に閉域SIMIによる接続を導入した。書かない窓口システムの拡充により、フロントヤードの業務改善を行った。、オンラインで申請可能な手続きを令和6年12月時点で118の手続きを公開した。また、昨年度に引き続きPRA・AI-OCRの利用促進を行った。	
評価 理由及び課題	B	閉域SIMIによる接続は、ネットワーク回線が敷設されていない出先からのシステム利用が可能となり、利用場所に柔軟性を持たせることができた。書かない窓口は、安土総合支所での利用が可能となるなど、市民の方の利便性向上が図れた。しかし、近江八幡市DX推進計画の策定には至らず、全体の方針や取組を示すことができなかった。
次年度以降の対応方針	今取り組みは令和6年度が最終ではあるが、国が策定した「自治体DX推進計画」は令和7年度が最終年度となる。達成に至らなかった部分については、引き続き取り組みを続けていきたい。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(2)-①
				3-(3)-①
行政経営改革指針の基本方針		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”		
取組項目		(2) 新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善 (3) 社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築		
具体的取組項目		事務事業評価等の実施による業務の見直し		
推進課		行政改革課 企画課	実施課	各課
目的		行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営につなげるため、社会情勢や市民ニーズに基づいた事務事業評価を実施し、事業の統合再編・再構築を目指すため。		
取組内容		施策や事務事業の目的や成果、コストなどに着目し、市の最上位計画である近江八幡市総合計画への貢献度、その有効性や効率性を市民等を交えた第三者の視点を含め、検証・評価する。その結果を予算などに反映させることにより、効果的・効率的な行政経営の継続的な改善を目指す。また、現在の評価システムを更新、洗練化を検討する。		
主な実施内容		実施スケジュール		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
		令和5年度	令和6年度	
事務事業評価進捗管理				
外部評価委員会の実施				
事務事業評価に係る体制・手法の見直し				
施策評価との連携協議				
施策評価実施に向けた調整				
目標		効果		
令和2・3年度	毎年度、事務事業評価を実施し、外部評価を経て、各事業の見直しにつなげる。また、事務事業評価の評価方法等について、事業の統合再編・再構築につながる事例研究を行い、体制・手法の見直しを実施する。	【市の効果】 社会情勢や市民ニーズに基づいた統合再編・再構築を行い、行政サービスの向上、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。		
令和4年度	事務事業評価の方法について事業の統合再編・再構築につながるよう、様式等の修正を行う。併せて施策評価との連携について担当課と協議を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。	【市民の効果】 行政活動の透明性を図ることで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。		
令和5年度	施策評価との連携を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。様式の修正内容等について行政改革推進委員会等に意見を伺いながら、新たな評価方法を検討する。また、令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを確認を行う。			
令和6年度	検討結果をもとに新たな評価方法の実施を行い、より効果の高い事業の統合再編・再構築につなげる。また、令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを確認を行う。			

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	例年、約300事業の事務事業評価を実施し、そのうち令和2年度は8事業、令和3年度は10事業に対して外部評価を実施した。外部評価での指摘等については、各所属にて次年度以降の事業見直し計画を策定した。	
評価 理由及び課題	A	事務事業評価の実施や、外部評価により事業見直しに繋がった。また、事業の統合再編等に活用できるよう、評価項目についても一部見直しを実施した。
次年度以降の対応方針	引き続き事務事業評価の適正な実施に努める。また、より適切に事業の統合再編等が行えるように評価項目の見直し等を実施していく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	例年通り、約300事業の事務事業評価を実施し、そのうち9事業に対して外部評価を実施した。外部評価での指摘等については、各所属にて次年度以降の事業見直し計画を策定した。また、併せて内部評価委員会を設置し、令和5年度新規事業のうち12事業に対して評価を実施し、より適切な事業となるよう取り組みを開始した。	
評価 理由及び課題	A	評価手法や評価様式を見直し、効果的な事務事業評価となるよう進めている。事業の統合再編には至っていないが、既存事業及び新規事業の評価を実施することにより、より効果的な事業となるよう、実施内容を再考する契機とすることができた。
次年度以降の対応方針	引き続き外部評価および内部評価の取り組みを拡大し、事業の統廃合に繋がるよう評価方法を見直ししながら推進していく。評価作業についても、形骸化しないよう庁内周知に努める。	
備考欄	内部評価委員会…次長級職員からなる組織。	

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	内部評価の実施や評価様式の見直しを実施することにより、従来の手法と比較して事務事業の見直しを行う契機が増え、より効果的な事務事業展開に繋がれたと考える。ただし、見直しの結果、事業担当課の負担がやや増加しているため、より効率的で同等以上の効果が得られるような手法となるよう検討を進める。また、今後も事業の統合再編に繋がるよう、評価対象となった事業の経過を注視していく。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	令和6年度実施予定の「令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを確認」を前倒し、令和5年度から継続的に実施することとする。	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	事業の統合再編・再構築の検討を行った結果、事務事業評価及び外部評価の実施を見送り、施策評価の移行を前提に進めることとなった。この決定に当たっては、行革推進本部会議、行革推進委員会で諮り、検討、合意を得ることができた。	
評価 理由及び課題	A	これまでの事務事業評価に関する作業の各課負担やその効果等、総合的に検討した結果、評価方法の見直しや施策評価に取り組む段取りができた。
次年度以降の対応方針	次年度は、適切な評価方法や様式等を行革推進本部会議や行革推進委員会と合意を得てから評価を試行する。また、外部評価を実施し、施策の目標に対する成果を客観的に評価いただける方法を検討する。試行の結果は、次年度以降の評価方法で解消するよう常にブラッシュアップを続ける。	
備考欄	施策評価…総合計画における各施策の達成度を検証する評価方法	

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	他自治体への視察、他自治体の評価の手法を参考にしながら、新たな手法による施策評価について、行政改革推進本部会議、行政改革推進委員会に諮り、合意を得ることができた。また、今年度は試行として施策評価を実施することができた。事業の統合再編・再構築に向けては、総務省が実施している「経営・財務マネジメント強化事業」を活用して、アドバイザー(公認会計士)に相談し、新たな手法(事業の重複等を見つけるための事業の体系化)の研究を進めることができた。	
評価 理由及び課題	A	評価方法の見直しを行い、施策評価に取り組むことができた。事業の統合再編・再構築に向けて新たな手法の研究を進めることができた。
次年度以降の対応方針	今年度、試行として実施した施策評価の評価の手法の検証を行い、次年度以降はより良い手法で評価を実施できるように手法のブラッシュアップを続ける。事業の統合再編・再構築に向けて新たな手法案の検討を進める。	
備考欄	施策評価…総合計画における各施策の達成度を検証する評価方法	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(4)-① 4-(1)-① 4-(2)-①		
行政経営改革指針の基本方針		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”				
取組項目		(4) 人的・物的資源の効果的配置 (1) 適正な人員配置による効果的な組織運営 (2) 部署を超えた組織設置等の仕組みの構築				
具体的取組項目		人材の効果的配置 定員管理の適正化、行政組織の見直し 部局横断的な組織設置の仕組みづくり				
推進課		人事課		実施課 人事課		
目的		限られた人員を効果的に配置することによる質の高い行政サービスの提供と市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる行政組織を目指すため。				
取組内容		①定員適正化計画に基づき定員管理を行い、事務事業の見直しや民間委託化の推進を図りつつ、事業量に応じた職員の確保と効果的な配置に取り組む。 ②市民ニーズへの対応や行政課題・重要施策に対する的確かつ柔軟に対応できるよう、また、市民の期待に応え得る行財政運営が可能な業務遂行体制を構築し、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織・機構とするため、継続的に行政組織の見直しを図る。また、部局にとられない横断的な組織設置の仕組みづくりの検討。				
主な実施内容		実施スケジュール				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員適正化計画による定員の進捗管理						
行政組織の継続的な見直し						
効果的な人員配置の推進						
部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討						
目標		効果				
令和2・3年度	・定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。	【市の効果】 行政サービスの向上と人材の効果的な活用により、限られた人員を効果的・効率的に活用することができる。 【市民の効果】 行政サービスの向上や、効果的・効率的な行政経営が行える。				
令和4年度	・定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。					
令和5年度	・定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。					
令和6年度	・定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度に向けた行政組織の見直しを行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。	
評価 理由及び課題	B	適正な定員管理に留意しているものの、各分野において業務量が増大しているため、厳しい人的環境にある。今後、定年引上げを反映した定員管理計画の策定を行う。
次年度以降の対応方針	行政需要に対応した人員の確保が求められているが、引き続き職員採用に係るプロモーションの強化を図る。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度に向けた行政組織の見直しの検討を行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。	
評価 理由及び課題	B	適正な定員管理に留意しているものの、各分野において業務量が増大しているため、厳しい人的環境にある。なお、地方公務員法の改正に伴う定年引上げに対応した条例改正等を行った。
次年度以降の対応方針	行政需要に対応した人員の確保が求められているが、引き続き職員採用に係るプロモーションの強化を図る。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	WEB就職説明会の実施や大学訪問を実施するなど職員採用に係るプロモーションの強化を図った。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和6年度に向けた行政組織の見直しの検討を行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。	
評価 理由及び課題	B	専門職を含め人員の確保に努めているが、各分野において業務量が増大しているため、厳しい人的環境にある。
次年度以降の対応方針	適正な定員管理に留意しつつ、引き続き事務事業の見直しと事業量に応じた職員の確保に取り組む。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和7年度に向けた行政組織の見直しの検討を行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。	
評価 理由及び課題	B	専門職を含め人員の確保に努めているが、各分野において業務量が増大しているため、厳しい人的環境にある。なお、定年引上げによる該当職員を各部署に効果的に配置した。
次年度以降の対応方針	適正な定員管理に留意しつつ、引き続き事務事業の見直しと事業量に応じた職員の確保に取り組む。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(5)-①			
行政経営改革指針の基本方針		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”					
取組項目		(5) エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進					
具体的取組項目		データ分析を活かした観光政策の検討・実施					
推進課		観光政策課		実施課		観光政策課	
目的		観光客や地域住民の満足度を高め、滞在時間の延伸、観光消費額の増加につなげるため、観光関連データの分析、観光政策の検討・実施を観光地域づくり法人(DMO)をはじめとした関連機関と連携して行い、未来へつながる観光振興をめざします。					
取組内容		観光統計(動態)調査を実施し、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」となるよう計画の見直しを行い、それに基づいた政策を実施します。 また、計画の見直し、政策の検討・実施等については、観光地域づくり法人(DMO)、地域おこし協力隊、観光関連団体、事業者、地域住民と連携して行います。 ※ただし、コロナの収束状況によって、調査の有無、実施時期や方法が大きく変わり、「観光振興計画」の見直しに反映できない可能性があります。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
観光統計(動態)調査の実施							
新たな観光振興あり方検討会議の実施							
観光振興計画の見直し、政策の検討・実施							
地域おこし協力隊員の配置							
目標		効果					
令和2・3年度	・観光地域づくり法人(DMO)と連携し、現場で観光資源のブランド化、商品化に取り組む地域おこし協力隊員の配置を行う。(令和5年度まで) ・コロナ禍を踏まえ「新たな観光振興のあり方」について、有識者及び観光関係団体、地域住民を交え検討を行う。	【市の効果】 データ分析に基づき、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」への見直し、それに基づいた政策の検討・実施を、観光地域づくり法人(DMO)をはじめとした関係団体や地域住民と行うことで、より効果的に観光客・地域住民の満足度の向上、滞在時間の延伸や観光消費額の増加を図ることができる。					
令和4年度	・観光統計調査を実施し、結果データを分析しながら、コロナ禍、コロナ後を見据え、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」となるよう見直しを行い、政策の検討を行う。 ※ただし、コロナの収束状況によって、調査の有無、実施時期や方法が大きく変わり、「観光振興計画」の見直しに反映できない可能性がある。	【市民の効果】 データの分析・活用による政策の検討・実施が、より効果的な観光客・地域住民の満足度の向上、滞在時間の延伸や観光消費額の増加につながることで、地域経済の活性化や地域住民がより一層地域に対し誇りをもつことに寄与する。					
令和5年度	・観光地域づくり法人(DMO)、地域おこし協力隊、観光関連団体、事業者、地域住民と連携し、改訂版観光振興計画に基づく政策の検討・実施を行い、満足度の向上、滞在時間延伸、観光消費額増加を図る。						
令和6年度	・観光地域づくり法人(DMO)、観光関連団体、事業者、地域住民と連携し、改訂版観光振興計画に基づく政策の検討・実施を行い、満足度の向上、滞在時間延伸、観光消費額増加を図る。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	現状把握や課題整理のため、DMOによる観光統計調査や、観光事業者へのヒアリング等を実施した。併せて、コロナ禍によって変化する観光のあり方について、有識者・観光事業者・地域住民での検討会を令和2年度より実施した。これらを踏まえ、令和3年度に「ふるさと観光券事業」を実施した。	
評価 理由及び課題	A	実施計画に基づき実施することができた。次年度以降も、観光関連事業者や地域住民との連携をとり継続していく必要がある。
次年度以降の対応方針	観光に関するデータやこれまでの取り組みに基づき、新たな「観光振興計画」の策定を目指し、観光客の満足度向上、滞在時間の増加や観光消費額の増額を図る。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	観光振興計画の改訂にあたっては観光動向調査のデータをエビデンスに現状整理を行うなど根拠を示したうえで遂行することができた。また、観光振興計画の改訂にあたっては観光振興計画策定委員会を設置し、行政だけでなく関係者を交えた協議を行い取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	観光振興計画改訂にあたり、関係者を交えた協議のもとで進めることができた。改訂した計画に基づく事業実施に当たってはさらに関係者との連携が必要である。
次年度以降の対応方針	観光振興計画の進捗管理や事業検討に当たっては、関係者と連携できる場を構築し来訪者の満足度向上や、滞在時間の延長ができるよう事業を進める。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	コロナ禍において観光事業者等関係者からの課題抽出や観光動向調査をもとにしたふるさと観光券の実施や、観光政策の大きな方向性を示す観光振興計画の改訂に着手することができた。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	観光振興計画に基づき、滞在時間延伸、観光消費額増加を図るため、観光周遊ルートの策定に取り組んだ。また、施策の検討や実施に当たって行政だけでなく有識者や観光事業者、地域おこし協力隊等を交えたプラットフォームを形成し、情報収集や意見交換を行いながら進めることができた。	
評価 理由及び課題	A	観光振興計画に基づき、観光周遊ルートの策定やプラットフォームの形成を行うことができた。地域おこし協力隊の新規募集については、応募者との調整が付かなかったため、次年度に引き続いて募集を行う。
次年度以降の対応方針	観光振興計画に基づき、観光客の満足度向上、滞在時間の増加や観光消費額の増額に繋がる施策を実施していく。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	観光振興計画に基づき情報発信力の強化を図るために、SNSの投稿や人流データ等の分析を行いながら観光プロモーション戦略の立案に取り組んだ。また、八幡堀エリアの観光施設の更なる利活用を図るため、DMO、観光関連団体、公募委員等による検討会(プラットフォーム)を開催した。	
評価 理由及び課題	A	観光振興計画に基づき、データ分析を行いながら戦略の立案に取り組めた。また、観光振興計画を推進するために新たに地域おこし協力隊を1名を配置できた。
次年度以降の対応方針	観光振興計画に基づき、観光客の満足度向上、滞在時間の増加や観光消費額の増額に繋がる施策を引き続き実施していく。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		3-(5)-②			
行政経営改革指針の基本方針		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”					
取組項目		(5) エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進					
具体的取組項目		データ分析・活用できる環境づくり					
推進課		行政改革課		実施課		各課	
目的		エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進を行うための仕組みづくりのため、先進的な事例や有効な活用例を探し、全庁的共有、実施に繋げるため。					
取組内容		他市町で先進的に行われている事例を調査、研究し政策立案に繋がられる仕組みづくりを検討する。 エビデンスとなるデータを整備するため、オープンデータに関する取組について調査、研究を行い、全庁的な共有を行う。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
EBPMに係る先進事例の調査・研究							
オープンデータに関する取組の調査・研究							
目標		効果					
令和2・3年度	EBPMを実施している先進地視察等を通して事例の調査・研究や、スマート自治体滋賀モデル研究会のオープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。	【市の効果】 オープンデータ等、エビデンスとなるデータの集積が仕組みとしてできることで市としての情報発信を常に行うことができるようになる。また、エビデンスに基づいた施策の立案を行うことで、説明責任を果たすことができる。					
令和4年度	EBPMの調査・研究や、スマート自治体滋賀モデル研究会のオープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。また、オープンデータのシステムの導入等についても積極的に検討を行う。	【市民の効果】 市民、事業者問わず、市に関するデータを誰でも入手することができるようになり、活用を図っていただくことができる。また、政策立案についてエビデンスに基づいたものとなるため、信憑性の高い施策により質の高い市民サービスの向上に繋がる。					
令和5年度	EBPMの調査・研究や、オープンデータに係るシステムの稼働について進捗確認を行いながら、政策立案の試行を行い、有効な施策の立案仕組みづくりに繋げる。						
令和6年度	EBPMの調査・研究の実施や、前年度行った試行結果等について分析・評価を行い、全庁的に新たな政策立案を行う際の指標となるものを作成する。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	エビデンスベースでの政策立案について研修等に参加し研究を行った。オープンデータについても取組を進め、令和3年12月に公共施設一覧など12個のデータを公開した。	
評価 理由及び課題	B	エビデンスベースでの政策立案については、具体的な実施内容の提案までに至っていないため、引き続き実践に向けて検討していく必要がある。
次年度以降の対応方針	各課と連携し、エビデンスベースでの政策立案の実施にむけて取り組みを進める。また、オープンデータについてもより多くのデータ公開やシステム導入に向けて進める。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度新規事業について、その内容が市にとって真に必要な事業であるか評価する審査を本年度より実施した。その際、提出様式として「根拠資料」の欄を設け、事業企画における根拠の説明や添付資料の提出を求めた。オープンデータについては、現状、昨年同様12個のまま推移している。	
評価 理由及び課題	B	新規事業に対する根拠資料の提出は多くなく、また内容についても根拠として十分でない事業が多かった。今後、エビデンスの作成方法や、エビデンスに従った事業改善等の手法周知に努める。
次年度以降の対応方針	EBPMに基づいた政策立案の進め方について庁内共有を図り、より効果的なエビデンスベースの事業企画に繋げていく。オープンデータについてもより多くのデータ公開やシステム導入に向けて進める。	
備考欄		

《推進課中間評価》		
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	EBPMに対する調査・研究については実施できている。ただし、エビデンスベースでの事業計画の策定方法や、事業実施後の評価には現状、繋がられていない。EBPMに基づく政策立案となるよう内部評価制度を拡充していく。オープンデータについては、国が進める基準データを全て公開している。しかし、県内最多数を公開している市と比べると、その数は圧倒的に少ないため、今後、新規データの公開を実施する必要がある。また、現在、公開しているデータの最新化に努めるとともに、データの活用方法についても検討を継続する。	
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)		

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	パイロットオフィスやRPA等、新たな取組やツールを用いた事業において、客観的なデータの取得には至っていないが、年度末に導入の効果に係る検証を行った。これからのエビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)に繋げていく素地ができた。	
評価 理由及び課題	B	新しい取組を導入していくと共に、明確なエビデンスの基、事業改善等に努める。オープンデータについては、項目の新規掲載及び見直しを出来ていないため、改善を要する。
次年度以降の対応方針	エビデンスに基づく政策立案(EBPM)ができるよう、手法の検討と各所属への周知を行う。オープンデータについては、新規データ掲載の検討を行うと共に、現在公開しているデータの最新化に努める。また、オープンデータの政策立案への活用に関する研究を行う。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	次期「行政経営改革指針」及び「行政経営実施計画」の策定に向けて、本市の財政状況について、県内他市との比較を含めた分析を行い、エビデンスに基づく政策立案(EBPM)につなげていくための取り組みを行うことができた。また、オープンデータの更新、項目の追加を行うとともに、市の母子手帳アプリへの活用に向けて関係課と取組を進めることができた。	
評価 理由及び課題	B	エビデンスに基づく政策立案(EBPM)につなげていくための取り組みを行うことができた。オープンデータの更新、項目の追加、活用に取り組むことができた。
次年度以降の対応方針	エビデンスに基づく政策立案(EBPM)を全庁的に実施できるよう、具体例を示すとともに、各所属への周知に努める。市の業務においてもオープンデータの活用が進むように、データの更新を行うとともに、活用事例の周知に努める。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		4-(3)-①
				4-(5)-①
行政経営改革指針の基本方針		4. 職員が輝く強靱な組織づくり “組織マネジメントの強化”		
取組項目		(3) 組織風土改革が進む人材育成の推進 (5) 職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大		
具体的取組項目		人材育成の推進		
推進課		人事課	実施課	各課
目的		目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めるため。		
取組内容		人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像の実現に向け、職員、管理監督者、組織の責務と役割を明確にして、「職場環境(OJT、ワークライフバランス等)」、「人事制度(人事評価制度等)」、「研修」の各項目での取り組みを着実に推進し組織風土改革を進める。		
主な実施内容		実施スケジュール		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
		令和5年度	令和6年度	
人材育成基本方針の改定				
「職場環境」、「人事制度」、「研修」の取組の推進・充実				
取組の進捗管理と検証				
目標		効果		
令和2・3年度	令和2年度に人材育成基本方針の改定を行い、改定基本方針に基づき研修等各取組を進める。	【市の効果】 目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。		
令和4年度	改定基本方針に基づき研修等各取り組みを着実に進め、進捗管理と各取組内容の見直しを行う。	【市民の効果】 目指すべき職員像の実現に向け、組織風土改革を進めることにより、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスが提供できる。		
令和5年度	改定基本方針に基づき研修等各取り組みを着実に進め、進捗管理と各取組内容の見直しを行う。			
令和6年度	改定基本方針に基づき研修等各取組を着実に進め、進捗管理を行い、人材育成基本方針検討委員会等を開催し、基本方針の改定に向けた検証と見直しを行う。			

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度から人材育成基本方針の改定に向け、若手から中堅職員を委員とする策定検討委員会を設置し、政策形成研修を兼ねて検討を進めた。令和3年1月に新たに人財育成基本方針を策定し、併せて、研修等の5年間の取組計画を作成した。	
評価 理由及び課題	B	令和2年度に人材育成基本方針の改定を行い、令和3年度から改定基本方針に基づき研修等各取組を進める予定であったが、策定まで時間を要することになった。
次年度以降の対応方針	人財育成基本方針の5年間の取組計画に基づき、研修等の具体的な取組を実施する。また取組計画については、人材育成基本方針策定検討委員会において、進捗の確認と内容の修正の検討を行う。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新人財育成基本方針にもとづき、コミュニケーション研修を全職員対象に実施した。3つの愛を浸透させ、9月には「挨拶強化月間」、12月には「深めよう絆強化月間」1月にはコミュニケーション研修第2弾で働きやすい職場づくりの組織風土を醸成するよう取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	実施計画に沿った形と、前倒しての実施ができた。実施したからといって結果が伴っていない為、引き続き根気よく職員が働きやすい職場づくり、職員の育成を進めていく。
次年度以降の対応方針	引き続き人財育成基本方針に基づき、組織風土改革が進む人材育成の推進および職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大に取り組む。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	計画どおり実施できており、今後も引き続き実施していく。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新年度のスタートと共に挨拶運動を実施した。多くの有志も加わり、3か月に渡り実施日を決めて行うことができた。またチームワーク向上コミュニケーション研修を実施し、心理的安全性の高め方等を学ぶ機会を作った。	
評価 理由及び課題	C	取組とは逆行し、職員の不祥事が連続して発生し職場風土を良くしたいと思って実施してきたことが活かされなかった。
次年度以降の対応方針	定量的な調査を実施し、組織の現状を把握した上で有効な施策を打ち出す必要がある。まずは、狙いを定めたうえでアンケート等の調査を実施するところから始める。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	今年度から内部研修計画を年度当初に示し、新規採用職員研修に加え、各階層別研修を実施した。2年目職員にジョブクラフティング研修、3年目職員にキャリアデザイン研修、4年目職員に政策形成研修、5年目職員に研修センターでの法制執務研修への派遣という内容で行った。また、管理職向けにマネジメント研修・コミュニケーション研修を実施し、新たに1on1ミーティングを始めるなど、育成と併せ働きやすい職場づくりを目指す取組を行った。	
評価 理由及び課題	B	新たな研修を取り入れた人財育成に取り組む、新たに1on1ミーティングを始めた。また、中堅職員向けのフォローアップ研修を実施し、職員全体で働きやすい職場を実現できるよう取り組んだ。
次年度以降の対応方針	引き続き人財育成基本方針に基づき心理的安全性のある組織風土を目指し1on1ミーティングが浸透するよう、継続した研修を実施していく。(傾聴・コーチングなど)	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

			体系・項目番号		4-(4)-①	
行政経営改革指針の基本方針			4. 職員が輝く強靱な組織づくり ”組織マネジメントの強化”			
取組項目			(4) 職員の事務能率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進			
具体的取組項目			働き方改革の推進			
推進課			人事課		実施課 各課	
目的			職員のライフスタイルに応じた働き方を推進し、ワークライフバランスを支援・確立し事務能率と生産性を図るため。			
取組内容			人材育成基本方針に掲げる働き方改革の方向性に基づき、テレワーク等の柔軟な働き方に対する具体的な取組を構築しワークライフバランスを推進する。			
主な実施内容			実施スケジュール			
			令和2年度		令和3年度	
			令和4年度		令和5年度	
			令和6年度			
人材育成基本方針の改定に伴う働き方改革の方向性の決定						
テレワーク等の制度の構築と推進						
取組の進捗管理と検証						
目標			効果			
令和2・3年度	令和2年度の人材育成基本方針の改定に伴い、働き方改革の方向性を定める。その方向性(方針)に基づき、テレワーク等の制度の構築を行う。		【市の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務能率と生産性の向上が図られ、質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。			
令和4年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取組を進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の構築と活用を推進する。		【市民の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務能率と生産性の向上が図られ、より質の高い市民サービスが提供できる。			
令和5年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取組を進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の活用を推進する。					
令和6年度	働き方改革の方向性(方針)に基づき、各取組を進め、進捗管理と各取り組み内容の見直しを行う。テレワーク等の制度の活用を推進する。					

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和3年度の改定人材育成基本方針において、柔軟な働き方への制度整備等による働き方改革の推進を示すとともに、具体的な働き方改革の方向性の検討に向け、安全衛生委員会等で協議を行った。また、テレワークの制度構築を行い実施した。	
評価 理由及び課題	B	働き方改革の方向性(方針)の検討のみに留まり、策定まで至らなかったため。テレワークについては、感染症対策に係る実施としているため、柔軟な働き方に向けた制度の再構築が必要である。
次年度以降の対応方針	働き方改革の方向性(方針)について検討、策定まで行う。テレワークの制度の再構築を行い、推進する。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加休暇の取得期間の拡大等を図り、ワークライフバランスを推進した。時間外勤務の多い職員の健康保持を図るため、健康管理医との面談を継続して実施した。	
評価 理由及び課題	B	時間外勤務の削減について、具体的な対策の実施まで至らなかった。テレワークについては、感染症対策に係る実施としているため、柔軟な働き方に向けた制度の再構築が必要である。
次年度以降の対応方針	コロナウイルスの感染状況等に留意しつつ、テレワークについて感染症対策だけでなくワークライフバランスの推進に対応するよう拡大したい。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	休暇制度の拡充等、職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進した。今後、引き続き働き方改革としてのテレワークやフレックスタイム等の制度構築を検討したい。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	在宅勤務(テレワーク)及び時差勤務については、これまで新型コロナウイルス感染拡大防止を主な目的としてきたものから、職員の職業生活と家庭生活の両立(ワークライフバランス)や公務の能率・市民サービスの向上等を目的としたものとして運用するよう制度整備した。	
評価 理由及び課題	B	時間外勤務の削減について、具体的な対策の実施まで至らなかった。
次年度以降の対応方針	新たな在宅勤務(テレワーク)及び時差勤務の周知を図り、事務の効率と生産性の向上が図られ、質の高い行政サービスの提供できる組織づくりを推進する。引き続き働き方改革を推進するよう具体的な対応を検討する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	男性の育児休業の取得促進等の仕事と家庭の両立を推進するとともに時間外勤務の多い職員の健康保持を図るため、引き続き健康管理医との面談を継続して実施した。	
評価 理由及び課題	B	時間外勤務の削減について、具体的な対策の実施まで至らなかった。
次年度以降の対応方針	引き続き、働き方改革と質の高い行政サービスを提供できる組織づくりの推進が両立するよう具体的な対応を検討する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		4-(6)-①			
行政経営改革指針の基本方針		4. 職員が輝く強靱な組織づくり ”組織マネジメントの強化”					
取組項目		(6) 職員が地域を関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり					
具体的取組項目		職員の地域活動への積極的参加の推進					
推進課		人事課		実施課		人事課	
目的		職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図るため。					
取組内容		人材育成基本方針に基づき、職員の地域活動研修等の取組を推進する。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地域活動研修等の取組の推進・充実							
取り組みの進捗管理と検証							
目標				効果			
令和2・3年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しより効果的な手法を検討する。			【市の効果】 職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図ることにより、協働のまちづくりをより進めることができる。 【市民の効果】 職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図ることにより、協働のまちづくりをより進めることができる。			
令和4年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しより効果的な手法を検討する。						
令和5年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しより効果的な手法を検討する。						
令和6年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しより効果的な手法を検討する。						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新規採用職員研修として、近江八幡市の地域を知るための調査研修を企画するため、まちづくり協働課と協議を行った。また、各学区まちづくり協議会へ、企画説明を行った。	
評価 理由及び課題	B	職員の地域活動への積極的参加の推進に向け、企画検討を進めることができたが、実際に研修・活動の実施には至っていないため。
次年度以降の対応方針	新規採用職員の地域調査研修(仮称)の実施に向け、まちづくり協働課の地域活動研修との違いを明確化、目的を明確に定め、研修・活動の実施に繋げる。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	新規採用職員研修として、近江八幡市の地域を知るための調査研修を企画し、実行した。各学区まちづくり協議会のご協力の元、現地に出向いての調査を実施した。また調査内容の発表会も併せて実施することができた。	
評価 理由及び課題	A	前年度まで検討として進めていたことを前倒して実施に移すことができたため。
次年度以降の対応方針	取組内容について、各参加者からのアンケートをもとに、より良い形での開催を目指し引き続き研修を実施していく。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	計画どおり推移しており、今後も引き続き実施していく。また、この取組以外でも職員が地域に積極的に関わっていくような仕組みを検討していく。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	昨年度に引き続き、地域調査研修を実施できた。昨年度調査できなかった学区を優先し訪問した。	
評価 理由及び課題	A	計画通り進捗しており、目標を達成している
次年度以降の対応方針	新規採用職員の研修内容が過去よりも増加しており、令和6年度からは2年目職員を対象とした研修への変更を検討したい。入庁1年目職員の業務調整の難しさや10月採用者の入庁直後の実施等による余裕のなさ解消できるため。実施時期も変更を検討中。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	入庁1年目から入庁2年目の職員を対象とした研修に変更した。1年目は他に研修も多く、短期間での調査となり、地域の方を含む意見を踏まえ変更した。来年度の実施に向けて、新規採用職員へ次年度に実施する研修内容の説明会と班分け等を実施した。	
評価 理由及び課題	B	研修自体は未実施となったが、説明会の時点で班分け、訪問学区を決定。その後、それぞれが選んだ学区のイベントなどに自主的な参加を促し、訪問につながったため。
次年度以降の対応方針	令和7年度からは本格的な研修の開始となる。期間も延長し、半年以上の時間を確保し、より深掘りし詳しく調査することを目指す。事務局はそれぞれの班が調査を進められるようにサポートする。また、アポイントメントや発表にかかる研修の実施も検討する。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

実施計画取組項目

		体系・項目番号		4-(6)-①			
行政経営改革指針の基本方針		4. 職員が輝く強靱な組織づくり ”組織マネジメントの強化”					
取組項目		(6) 職員が地域を関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり					
具体的取組項目		職員の地域活動への積極的参加の推進					
推進課		まちづくり協働課		実施課		まちづくり協働課	
目的		住民とのコミュニケーション能力や地域とのコーディネート能力の向上を図り、職員が積極的に地域活動に参加し、地域と関わっていく仕組みづくりを進めるため。					
取組内容		職員の地域活動への参加の促進に係る取組を実施。					
主な実施内容		実施スケジュール					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
まちづくり協議会の事業への参加							
NPO等市民団体事業への参加を検討							
目標				効果			
令和2・3年度	・若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ			【市の効果】 地域が直面している複雑・多様化する課題を肌で感じることができ、課題解決に向け市民と一緒に活動することで、行政職員としての事務能力、政策形成能力の向上が期待できる。また、実際に市民との繋がりができることで、業務を進める上で事業における協働のまちづくりの観点が養われる。 【市民の効果】 市職員との繋がりができることで、地域の課題解消に向けた取組を実施できる体制が構築されやすくなり、協働のまちづくりに寄与する。			
令和4年度	・若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ						
令和5年度	・若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する						
令和6年度	・若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する						

令和2・3年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	若手職員を中心にまちづくり協議会の事業に参加した(令和3年度延べ22人)。コロナ禍により事業の中止が続いたが、参加者は地域との交流や地域の活動を知ることができた(アンケート結果より)。	
評価 理由及び課題	A	参加した職員には地域を身近に感じてもらうことができ、地域活動への理解や業務上における地域への視点も養われたと考える。
次年度以降の対応方針	次年度も実施する。併せて、当該事業が完全な自主参加によるものであるため、身分や補償、プライベートの問題等により自主的な参加が見込めず、事業実施と同時にそのスキームの検討を続けたい。	
備考欄		

令和4年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	若手職員を中心にまちづくり協議会の事業に参加した(令和4年度延べ10人)。	
評価 理由及び課題	A	参加した職員には地域を身近に感じてもらうことができ、地域活動への理解や業務上における地域への視点も養われたと考える。
次年度以降の対応方針	これまでは、担当が直接お願いしながらほとんどの参加者を募っていたが、自主研修となることから、強制的な参加要請は困難である(公務ではないため、保険や交通費等の公費負担がなく、万が一の事故等の対応・責任を負う者がいない)。今後は、いかに自主的な参加を促すか募集の仕方に工夫する必要がある。	
備考欄		

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	事業への参加者は、参加後には概ね好意的な感想を持っていることから、一定の事業効果はあったと考える。しかし、課題も多く、参加者が減少傾向にあることから、募集方法やまち協事業への参加形態等を検討し、職員が負担なく参加してもらえる事業にすることが必要と考える。また、自主的な参加を促しているが、職員の身分や保障の関係から、今のやり方で良いのか検討が必要。
年度計画(目標)等の見直し 内容(該当する場合)	

令和5年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	ボランティア活動に関心のある職員を中心にまちづくり協議会の事業に参加した(令和5年度延べ6人)。	
評価 理由及び課題	C	事故や怪我の際の保障を含めボランティアとしての自主的な活動であるとの位置づけであり、また、自己研修の一環で人事評価の評価対象外でもあることから、参加者数は低迷している。 各まちづくり協議会に事業への参加の可否を照会し回答していただくだけの反応が得られていない状況である。
次年度以降の対応方針	事業の抜本的な変更か、中止も含めて検討する。	
備考欄		

令和6年度進捗状況		
実施内容 (取り組み実績)	令和5年度までの職員のまちづくり協議会事業への参加については、応募者の低迷や事故、怪我の際の補償の問題から中止とした。令和6年度の取り組みとしては、人事課にて開催された新規採用職員に対する地域活動研修事前研修にあたり、本市の地域団体の構成や活動内容について説明を行った。	
評価 理由及び課題	B	市の事業を進めるうえで地域との協働は不可欠であり、地域で活動する団体(自治会、まちづくり協議会)を知ること、地域の仕組みや実情を知ることが重要であることから、経験年数の浅い職員に対し研修を行うことは有意義と考える。
次年度以降の対応方針	各学区まちづくり協議会に対し、研修への協力を要請し、連絡調整、運営における協力支援を行う。	
備考欄		

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。

(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。

(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。